# 【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2018年6月8日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役社長 渡邊 国夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

信託受益証券に係るファンドの名称】 ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

> ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・アセアン・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・豪州・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・フィリピン・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス) 2兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

2兆円を上限とします。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

2兆円を上限とします。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・アセアン・フォーカス)

2兆円を上限とします。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

2兆円を上限とします。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

2,000億円を上限とします。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

2,000億円を上限とします。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・フィリピン・フォーカス)

2,000億円を上限とします。

ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2017年12月8日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。 第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては

「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_は訂正部

# 第一部【証券情報】

# (7)申込期間

# <訂正前>

平成29年12月\_9日から平成30年12月\_7日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

# <訂正後>

2017年12月9日から2018年12月7日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

## 1ファンドの性格

#### (1)ファンドの目的及び基本的性格

## <更新後>

ノムラ・印度・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスは2018年9月に、一般社団法人投資信託協会が定める信用リスク集中回避のための規制への対応を行なう事を予定しています。

上記4ファンドが実質的な投資対象とする各新興国市場には、寄与度(市場の時価総額に占める割合)が10% を超える、もしくは超える可能性が高い銘柄(支配的な銘柄)が存在する可能性が高いと考えられます。その結果、実質的な投資先について特定の銘柄への投資が集中することが想定されますので、支配的な銘柄については最大35%まで投資することがある「特化型運用」を行なうファンドとする旨の約款変更を予定しています。

ノムラ·アジア·シリーズは、アジアの投資対象先にフォーカスするファンドとマネープール·ファンドで構成されています。

ノムラ・印度・フォーカス	インドの企業の株式を実質的な主要投資対象 とし、信託財産 の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・韓国・フォーカス	韓国の企業の株式を実質的な主要投資対象 とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・台湾・フォーカス	台湾の企業の株式を実質的な主要投資対象 とし、信託財産の 成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
	アセアン加盟国(東南アジア諸国連合)の企業の株式を実質
ノムラ・アセアン・フォーカス	的な主要投資対象 とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式を実質的な主要投資対象 とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・インドネシア・ フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象 とし、信 託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とし ます。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象 とし、信託財産の 成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象 とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

マネープール・ファンド

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象 とし、安定し た収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

「ノムラ・印度・フォーカス」は「野村インド株マザーファンド」、「ノムラ・韓国・フォーカス」は「野村韓国株マザーファンド」、「ノムラ・台湾・フォーカス」は「野村台湾株マザーファンド」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」は「野村アセアン株マザーファンド」、「ノムラ・豪州・フォーカス」は「野村豪州株マザーファンド」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」は「野村インドネシア株マザーファンド」、「ノムラ・タイ・フォーカス」は「野村タイ株マザーファンド」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は「野村フィリピン株マザーファンド」、「マネープール・ファンド」は「野村マネーマザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」については6,000億円、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については500億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

## <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス))(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス))(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス))(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス))(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス))

#### 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株 式
単 位 型	国 内	債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

				AL
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	左巻入 ぃ ジ
1女员对家具庄		1又異以  秋/心埃	1又異772%	一気目・ハッン

			訂正	E有価証券届出書(内国技
株式	年1回	グローバル		
一般		( )		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			( )
公債	(隔月)	区欠州		,
社債	(1131.2)			
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	· ( <b>毎月</b> )			
( )	( 3, 3 )	オセアニア		
( )	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他	1113/11		
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券	,	, , , , ,		
(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
月上以口		エマージング		
(		± ( ) ) )		
資産配力固定型   資産配分変更型				
貝圧能力及艾至				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)) (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス))

# 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株 式
単 位 型	国 内	債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

			訂正	有価証券届出書(内国技
株式	年1回	グローバル		
一般	<del></del>	( )		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			( )
公債	(隔月)	区欠州		` ,
社債	(1121 2 )			
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	· (毎月)			
( )	( 3, 3 )	オセアニア		
( )	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他	111371		
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券	( )	, , , , ,		
(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
		エマージング		
) 資産配分固定型				
資産配分変更型				
只住能力又天主				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

# (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス))

# 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株 式
単 位 型	e v	債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

			訂址	:有価証券届出書(内国 <del>!</del>
株式	年1回	グローバル		
一般		( )		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			( )
公債	(隔月)	区欠州		, ,
社債	<b>,</b>			
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )	<b>, ,</b>	オセアニア		
, ,	日々			
不動産投信	• •	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券	,	, , , , ,		
(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
		エマージング		
資産配分固定型		_ , , , , ,		
資産配分変更型				
ツファンドは ファ			ため 知入わている次	立ち二十 同州 区八

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

# (ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド))

# 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株 式
単 位 型	国 内	<b>債 券</b>
	海 外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態

			訂正有価証券届出書(内国技	设資信託受益証券)
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株 大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	
一般	年6回	55.11		
公債	(隔月)	区欠州		
社債	年10回	7257		
その他債券 クレジット属性	年12回 (毎日)	アジア		
	(毎月)	オセアニア		
	日々	7 67 -7		
不動産投信	" "	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
	その他	T H3/N		
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券	,			
(債券 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型	ファンドナギで海田され	ます このため 织入わっ	11.2 姿奈たテオ屋州区公	

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## <更新後>

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

# <商品分類表定義>

## [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

# [投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「投資対象資産による区分 ]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資 信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲 げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な 収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### 「補足分類 ]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## <更新後>

#### <属性区分表定義>

#### [投資対象資産による属性区分]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### 倩券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

# [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

## [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載が

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

あるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものと する。

- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 「為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### 「特殊型

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2)ファンドの沿革

<訂正前>

平成21年9月16日 「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・ 台湾・フォーカス」、「マネープール・ファンド」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

<u>平成21</u>年12月7日 「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

<u>平成</u>22年12月6日 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、

「ノムラ・フィリピン・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定

日、運用開始

<訂正後>

2009年9月16日 「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・

台湾・フォーカス」、「マネープール・ファンド」につき信託契約締結、ファ

ンドの設定日、運用開始

2009年12月7日 「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」につき信

託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2010年12月6日 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、

「ノムラ・フィリピン・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定

日、運用開始

## (3)ファンドの仕組み

## <更新後>

委託会社の概況(2018年4月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番 1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

2003年6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2 投資方針

# (2)投資対象

# <更新後>

ノムラ・印度・フォーカス	インドの企業の株式 (DR (預託証書) を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・韓国・フォーカス	韓国の企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村韓国株マザーファンド」受益証券への投 資を通じて、実質的に韓国の企業の株式に投資を行ないま す。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・台湾・フォーカス	台湾の企業の株式(DR(預託証書) を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村台湾株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に台湾の企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
	* アセアン(東南アジア諸国連合) 加盟国の企業の株式(DR(預託証書) を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。
ノムラ・アセアン・ フォーカス	・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。 *東南アジア地域の10ヵ国からなる地域協力機構です。加盟
	* 保留アンア地域の10ヵ国からなる地域協力機構です。加盟 10ヵ国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タ イ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャン マー、ブルネイです。(2018年4月末現在)
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式 (DR (預託証書) を含みます。) を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
	オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。
ノムラ・インドネシア・ フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証 券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に 投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があり ます。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投 資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行ないま す。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・フィリピン・ フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券 への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資 を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合がありま す。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。  ・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への 投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行な います。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

Depositary Receipt (預託証書)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引

所などで取引されます。

#### < ノムラ・印度・フォーカス >

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

< ノムラ・韓国・フォーカス > < ノムラ・台湾・フォーカス > < ノムラ・アセアン・フォーカス > < ノムラ・豪州・フォーカス > < ノムラ・インドネシア・フォーカス > < ノムラ・タイ・フォーカス > < ノムラ・フィリピン・フォーカス > < マネープール・ファンド >

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

## 各マザーファンドの主要投資対象

野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要 投資対象とします。
野村韓国株マザーファンド	韓国の企業の株式を主要投資対象とします。
野村台湾株マザーファンド	台湾の企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。
野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。
野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。
野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。
野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式を主要投資対象とします。
野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

# <野村インド株マザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<野村韓国株マザーファンド><野村台湾株マザーファンド><野村アセアン株マザーファンド><野村豪州株マザーファンド><野村インドネシア株マザーファンド><野村タイ株マザーファンド><野村フィリピン株マザーファンド><野村マネーマザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

## < ノムラ・印度・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - 口.次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13.前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 15.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 18. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 19. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7.日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。)
- 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)
- 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

#### その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引
- 3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### < ノムラ・韓国・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

- 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村韓国株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証 書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の 証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託 (上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除 く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引
- 3. 直物為替先渡取引

## < ノムラ・台湾・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村台湾株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 18. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

# その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

#### < ノムラ・アセアン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ、有価証券
  - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二.金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - 口.次に掲げるものをすべてみたす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプ

リファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

- 13.前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 15.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 18. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 19.預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7.日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。)
- 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める 証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」 といいます。)
- 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから 利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

## その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2.スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

#### < ノムラ・豪州・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ、有価証券
  - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。)に係る権利
  - 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二.金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - 口.次に掲げるものをすべてみたす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプ

リファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

- 13.前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 15.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 18. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 21.外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 23. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7.日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。)
- 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)
- 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

#### その他の投資対象

1. 先物取引等

- 2. スワップ取引
- 3. 直物為替先渡取引

#### < ノムラ・インドネシア・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ.有価証券
    - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
    - ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
    - 二. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 2.次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
    - 口.次に掲げるものをすべてみたす資産
      - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
      - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
      - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券および新株予約権証券
- 12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 13.前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 15.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 18. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 19.預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7.日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。)
- 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)
- 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

#### その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引
- 3. 直物為替先渡取引

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらか じめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先物外国為替取引を決済 日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似す る取引をいいます。

#### < ノムラ・タイ・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。)
    - イ.有価証券
    - 口.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制 限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。)に係る権利
    - ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
    - 二.金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 2.次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
    - 口.次に掲げるものをすべてみたす資産
      - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこ れらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと 類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
      - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
      - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者 として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号 に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定める ものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいま す。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条 第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券および新株予約権証券
- 12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプ

リファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

- 13.前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 15.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 18. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 19.預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7.日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。)
- 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める 証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」 といいます。)
- 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

## その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2.スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

#### < ノムラ・フィリピン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ、有価証券
  - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。)に係る権利
  - ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - 口.次に掲げるものをすべてみたす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券および新株予約権証券
- 12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13.前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書

の性質を有するもの

- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 15.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 18. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 19.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7.日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。)
- 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)
- 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

#### その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引
- 3. 直物為替先渡取引

#### <マネープール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付

社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- 5.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
- 8. コマーシャル・ペーパー
- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 11.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
- 12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有す

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

るものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託 (上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除 く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

## (参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド) 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

(1) 投資対象

インドの企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

株式(DR(預託証書)を含みます。)、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託(以下「ETF」といいます。)のうち、インドの株式に係る株

価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券(ETFを除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- 同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(野村韓国株マザーファンド) 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

韓国の企業の株式を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、企業訪問や独自のバリュエーションモデルを活用したファンダメンタル ズ分析により、成長性や持続可能性のある投資銘柄を選別します。

上記 に関わらず、Samsung Active Asset Management Co., Ltd.の関係会社が発行する普通株式の、当ファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率は、ベンチマークであるKOSPI(韓国総合株価指数)における当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Samsung Active Asset Management Co., Ltd. (サムスン アクティブ アセット マネジメント カンパニー リミテッド)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式 (Samsung Active Asset Management Co., Ltd.の関係会社の株式を除きます。)への 投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(野村台湾株マザーファンド) 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

(1) 投資対象

台湾の企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式(DR(預託証書)を含みます。)の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

# (野村アセアン株マザーファンド)運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

アセアン(東南アジア諸国連合)加盟国の企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。

# (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式(DR(預託証書)を含みます。)の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5% 以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(野村豪州株マザーファンド) 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

# (1) 投資対象

オーストラリアの企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式(DR(預託証書)を含みます。)の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5% 以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

# (野村インドネシア株マザーファンド) 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

(1) 投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(野村タイ株マザーファンド)運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内と します。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(野村フィリピン株マザーファンド) 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

(1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内と します。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(野村マネー マザーファンド)運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目 的として運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 3投資リスク

#### <更新後>

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用に</u>よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### <各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)>

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質 的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

#### <マネープール・ファンド>

#### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に 投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合

などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド(マネープール・ファンドを除く)においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、 原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部 または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産は その相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった 場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準 価額と比べて下落することになります。

各ファンド(マネープール・ファンドを除く)に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを取り消す場合があります。(「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く)

新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご留意ください。

「ノムラ・印度・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に 従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者(ファンドおよびマザーファンドも含 まれます。)が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付 加されます。

ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税 率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘 柄を投資対象とする場合には、外国人機関投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引 値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

これらの記載は、2018年4月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

「ノムラ・韓国・フォーカス」に関する留意点

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

韓国の株式には、外国人投資家に対して、取得の制限や規制のある銘柄があります。これらの銘柄を投資 対象とする場合には、外国人投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高 い値段で売買を行なう場合があります。

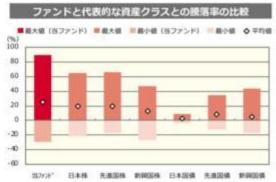
これらの記載は、2018年4月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

<更新後>

## ■ リスクの定量的比較 (2013年5月末~2018年4月末:月次)

#### 【ノムラ・印度・フォーカス





	当カケント	日本株	先進回株	\$5000ts	日本国債	先進即傳	MINITED BY
最大値(%)	89.3	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值 (%)	△ 29.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	24.8	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。

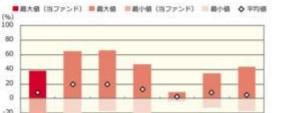
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。 \* 2013 年 5 月から 2018 年 4 月の 5 年間の各月末における 1 年間 の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の機落率です。

## ノムラ・韓国・フォーカス

#### ファントの年間練落率および分配金再投資基準価額の推移





先進回株 新銅田株 日本図債 先進回債 新銅田債

	当79587	日本株	先進別株	\$FOUCER	日本国債	先进四個	#FFF03348
最大値(%)	37.7	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
超小値 (%)	△ 26.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.A
平均值 (%)	8.4	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間 の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

-40

-60

#### ■ノムラ・台湾・フォーカス





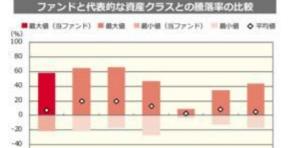
	間カカナ	日本株	先進国株	STEREOUS.	日本国債	先進回情	RESIDENT
最大値 (%)	47.9	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值 (%)	△ 25.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	15.7	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

- \*分配金再投資基準値額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間 の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### ・アセアン・フォーカス

# ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移





	当795件	日本株	先进国株	RESULTIONS.	日本国債	先进四值	RESIDENCE AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF
最大值(%)	58.3	65.0	65.7	47,4	9.3	34.9	43.7
最小值 (%)	△ 22.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	7.0	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間 の腰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

先進回株 新興回株 日本回債 先進回債 新興回債

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

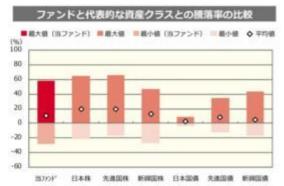
日本株

当ファンド

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### ■ノムラ・豪州・フォーカス

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 当ファンドの年間練客車(お輪) ―― 分配会再投資基準価額(左輪) 25,000 20.000 80 15,000 60 10,000 40 5,000 20 0 - 20 - 60 2013年5月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月



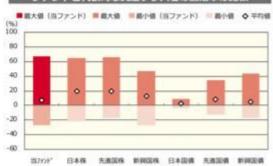
	当ファット	日本株	先進国株	STEREOUS.	日本国債	先進国債	<b>MINISHM</b>
最大値 (%)	57.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值 (%)	△ 28.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	10.2	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

- \*分配金再投資基準値額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間 の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### ・インドネシア・フォーカス



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

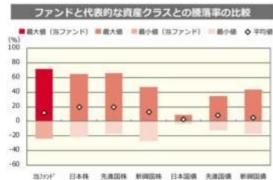


	当295年	日本株	先进国株	REGULDORR.	日本国債	先进回債	RESIDENT
最大值 (%)	67.0	65.0	65.7	47,4	9.3	34.9	43.7
最小值 (%)	△ 27.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	6.7	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間 の腰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### !ノムラ・タイ・フォーカス





	間カカナ	日本株	先進因株	REPRESER.	日本国債	先進回情	RESIDENT
最大値 (%)	71.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值 (%)	△ 24.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	11.9	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

- \*分配金再投資基準値額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間 の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

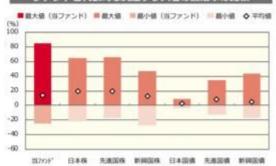
#### ・フィリピン・フォーカス

# 当ファンドの年間開客車(右軸) 分配金再投資基準循額(左軸)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



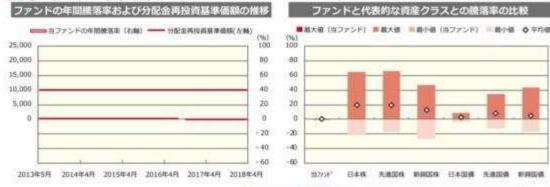
# ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当295年	日本株	先進回株	REGULDORR.	日本即債	先進回債	RESIDENT
最大值(%)	84.6	65.0	65.7	47,4	9.3	34.9	43.7
最小值 (%)	△ 24.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	13.3	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間 の腰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### マネープール・ファンド



	<b>四76年</b>	日本核	先进国株	DEGREEOUS.	日本国債	先進国債	新闻动物
最大值(%)	0.1	65.0	65.7	47,4	9.3	34.9	43.7
銀小値 (%)	△ 0.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	0.0	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間

の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

- \* 分配金両投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間療落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末 における1年間の腋落率を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。 当ファンドは分配金両投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
  - <代表的な職業クラスの指数>
- 日本株:東荻株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 大進国株: MSCI-KOKUSAI 接数(配当込み、内ベース) ○新興国株: MSCI-エマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) ○日本調債: NOMURA-BPI 国債

- 先進国債: FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)○ 新興国債: JP モルカン・ガバメント・ポンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- p証務価指数(TOPIX)(配出込み)・・・東証権機関数(TOPIX)(配出込み)は、株式会社東京証券取引所(東東京証券取引所)の知的財産であり、複数の算法、指数値の公表、利用など阿指数に関するすべての権利は、東東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、海東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起設するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

  「MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ペース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ペース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ペース)は、MSCI が開発した指数です。同類数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に保護します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を利しています。

  「MOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村選券株式会社に構造します。なお、野村選券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関して切責任を負いません。

  FTSE 世界関係・インデックス(株く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE 世界国債・インデックス(株く日本、ヘッジなし・円ペース) は、FTCE Fixed Income.

- ○FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッシなし・円ベース)・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッシなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の特価総額で加重平均した債券インデックスです。 同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的
- 財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。 □ IP モルカン・カバメント・ボンド・インデックス エマータング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「IP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに 歴供された情報は、函数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の先買を勧誘、何らかの売買の公 提供された情報は、函数のレベルも含め、但しそれに限定するごとなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や構改を決めるものでもありません。また、投資機略や税金における会計アドバイスを 法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、IPMorgan Chese & Co. 及びその子会社(以下、IPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。高まれる情報は通知なしに変更されることがあります。 過去のパフォーマンスは将来のリターンを原受するものではありません。本資料に含まれる売りではありません。 本資料に含まれる売りではありません。 本資料に含まれる売りでは多り、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資金になっている可能性もあります。 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、扱数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロタクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品を発、成いは特にプロタクトへの投資の推奨について、また金融市場においる投資機会を指数に連動させる成いはそれを目的とする指導の可否について、指数スポンサーはの表明または保証、成いは伝達または、指数は信用できると考えられる情報によって舞出されていますが、その完全性や正微性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって舞出されていますが、その完全性や正微性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する制度であり、その財産権はすべて指数スポンサーに関値します。
  JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会費です。 JPMorgan は JP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行実務を行う際に使用する名称です。

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所, FTSE Fixed Income LLC 他)

#### 4 手数料等及び税金

#### (3)信託報酬等

#### <更新後>

#### < ノムラ・印度・フォーカス >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の189(税抜年10,000分の175)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社> <販売会社>

<受託会社>

年10,000分の90

年10.000分の80

年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の38の率を乗じて得た額とします。

< ノムラ・韓国・フォーカス>< ノムラ・台湾・フォーカス>< ノムラ・アセアン・フォーカス>< ノム ラ・インドネシア・フォーカス>< ノムラ・タイ・フォーカス>< ノムラ・フィリピン・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の178.2(税抜年10,000分の165)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>

<販売会社>

<受託会社>

年10,000分の80

年10,000分の80

年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村韓国株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村韓国株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
100億円以下の部分	年10,000分の45
100億円超300億円以下の部分	年10,000分の40
300億円超500億円以下の部分	年10,000分の37
500億円超の部分	年10,000分の35

「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の34の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の167.4(税抜年10,000分の155)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>

<販売会社>

<受託会社>

年10,000分の75

年10,000分の75

年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の32の率を乗じて得た額とします。

#### <マネープール・ファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>	
0.4%未満	年10,000分の16.2	年10,000分の	年10,000分の	年10,000分の	
0.4%不问	(税抜年10,000分の15)以内	6.5以内	7.0以内	1.5以内	
0.4%以上	年10,000分の32.4	年10,000分の13	年10,000公の14	年10,000公众2	
0.65%未満	(税抜年10,000分の30)	平10,000万の13	年10,000分の14	年10,000分の3	
0.65%以上	年10,000分の59.4	年10,000公の22	年10,000分の28	年10,000分の5	
0.00%以上	(税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	<del>4</del> 10,000万0028		

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記(税抜)の通りとします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファ ンドから支払われます。

2018年6月8日現在の信託報酬率は年10,000分の0.1188(税抜年10,000分の0.11)となっております。

#### 支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

#### (5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離 課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315% および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収 が行なわれます。

#### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 <sup>(注1)</sup> の利子	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の	・上場株式の配当
・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収	・譲渡益	・公募株式投資信託の収益
益分配金	・譲渡損	分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金 (解約)時および償還時の課税について 「個人の投資家の場合] 換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

#### [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

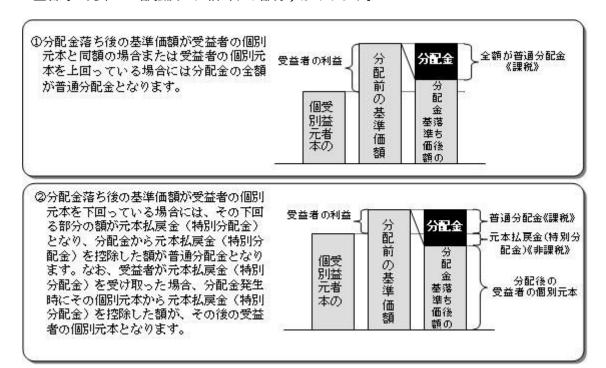
#### 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2018年4月末現在)が変更になる場合があります。

#### 5 運用状況

以下は2018年4月27日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)投資状況

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	115,250,966,878	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		231,034,349	0.20
合計 (純資産総額)		115,482,001,227	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	305,804,997	99.63
現金・預金・その他資産(負債控除後)		1,120,416	0.36
合計 (純資産総額)		306,925,413	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	102,543,626	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		205,527	0.20
合計 (純資産総額)		102,749,153	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・アセアン・フォーカス)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,580,751,279	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		3,168,307	0.20
合計 (純資産総額)		1,583,919,586	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・豪州・フォーカス)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	258,733,748	99.80
現金・預金・その他資産(負債控除後)		517,748	0.19
合計 (純資産総額)		259,251,496	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,980,160,591	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		9,990,393	0.20
合計 (純資産総額)		4,990,150,984	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,736,112,953	99.80
現金・預金・その他資産(負債控除後)		3,468,072	0.19
合計 (純資産総額)		1,739,581,025	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・フィリピン・フォーカス)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,969,911,452	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		6,007,877	0.20
合計 (純資産総額)		2,975,919,329	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	97,090,296	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		196,115	0.20
合計 (純資産総額)		97,286,411	100.00

## (参考)野村インド株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	インド	112,135,410,740	95.66
現金・預金・その他資産(負債控除後)		5,086,237,612	4.33
合計 (純資産総額)		117,221,648,352	100.00

## (参考)野村韓国株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	287,480,724	94.00

現金・預金・その他資産(負債控除後)	18,326,078	5.99
合計 (純資産総額)	305,806,802	100.00

## (参考)野村台湾株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	台湾	96,373,349	93.98
現金・預金・その他資産(負債控除後)		6,171,860	6.01
合計 (純資産総額)		102,545,209	100.00

## (参考)野村アセアン株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	シンガポール	411,716,595	26.04
	マレーシア	262,614,426	16.61
	タイ	408,505,848	25.84
	フィリピン	78,408,708	4.96
	インドネシア	262,059,330	16.57
	ベトナム	113,922,192	7.20
	小計	1,537,227,099	97.24
現金・預金・その他資産(負債控除後)		43,542,333	2.75
合計 (純資産総額)		1,580,769,432	100.00

## (参考)野村豪州株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	オーストラリア	230,333,594	89.02
投資証券	オーストラリア	24,633,201	9.52
現金・預金・その他資産(負債控除後)		3,763,816	1.45
合計(純資産総額)		258,730,611	100.00

## (参考)野村インドネシア株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	インドネシア	4,686,523,328	94.10
現金・預金・その他資産(負債控除後)		293,505,237	5.89
合計 (純資産総額)	4,980,028,565	100.00	

## (参考)野村タイ株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	タイ	1,711,872,212	98.60
現金・預金・その他資産(負債控除後)		24,254,565	1.39
合計 (純資産総額)	1,736,126,777	100.00	

## (参考)野村フィリピン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	フィリピン	2,915,134,972	98.15
現金・預金・その他資産(負債控除後)		54,745,758	1.84
合計 (純資産総額)	2,969,880,730	100.00	

## (参考)野村マネー マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	848,210,403	5.13
特殊債券	日本	4,095,936,008	24.79
社債券	日本	2,707,393,360	16.39
コマーシャルペーパー	日本	3,899,999,484	23.61
現金・預金・その他資産(負債控除後)		4,965,326,088	30.06
合計 (純資産総額)	16,516,865,343	100.00	

#### (2)投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村インド株マザーファンド	34,382,746,682	3.2884	113,064,427,814	3.3520	115,250,966,878	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

#### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村韓国株マザーファンド	144,193,228	1.8762	270,535,335	2.1208	305,804,997	99.63

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.63
合 計	99.63

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村台湾株マザーファンド	42,001,977	2.4395	102,463,824	2.4414	102,543,626	99.79

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・アセアン・フォーカス )

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村アセアン株マザーファンド	721,672,425	2.0442	1,475,245,016	2.1904	1,580,751,279	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・豪州・フォーカス)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村豪州株マザーファンド	144,310,195	1.8759	270,725,680	1.7929	258,733,748	99.80

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村インドネシア株マザーファンド	3,252,668,403	1.6531	5,377,275,375	1.5311	4,980,160,591	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村タイ株マザーファンド	717,936,049	2.1685	1,556,844,323	2.4182	1,736,112,953	99.80

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・フィリピン・フォーカス)

順	国 / 位 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	1,221,080,278	2.6665	3,256,117,061	2.4322	2,969,911,452	99.79

#### 種類別及び業種別投資比率

親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

順位	国 / 地域	種類		銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村マネー	マザーファンド	95,121,286	1.0206	97,080,785	1.0207	97,090,296	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## (参考)野村インド株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
1	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	4,480,741	3,034.54	13,597,023,640	3,184.91	14,270,768,020	12.17
2	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵 当・不動 産金融	2,101,890	2,939.80	6,179,146,731	3,053.24	6,417,579,878	5.47
3	インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車	396,776	13,434.96	5,330,669,689	14,761.64	5,857,065,465	4.99
4	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	11,153,143	488.43	5,447,613,419	460.10	5,131,588,977	4.37
5	インド	株式	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土 木	2,275,580	2,017.54	4,591,079,253	2,222.87	5,058,341,270	4.31
6	インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	情報技術 サービス	2,694,009	1,420.15	3,825,910,352	1,777.54	4,788,722,228	4.08
7	インド	株式	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	パーソナ ル用品	2,446,385	1,535.16	3,755,592,397	1,835.54	4,490,443,639	3.83
8	インド	株式	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部 品	2,029,016	1,741.26	3,533,062,412	2,112.57	4,286,453,549	3.65
9	インド	株式	AVENUE SUPERMARTS LTD	食品・生 活必需品 小売り	1,485,314	1,796.51	2,668,396,307	2,432.67	3,613,289,948	3.08
10	インド	株式	BANDHAN BANK LTD	銀行	4,395,129	790.08	3,472,547,073	816.75	3,589,721,611	3.06
11	インド	株式	INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	貯蓄・抵 当・不動 産金融	1,574,421	2,141.53	3,371,677,676	2,162.24	3,404,279,999	2.90
12	インド	株式	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	食品	343,266	7,090.54	2,433,943,020	8,866.10	3,043,434,115	2.59
13	インド	株式	INDUSIND BANK LTD	銀行	856,548	2,949.50	2,526,392,338	3,105.13	2,659,697,174	2.26
14	インド	株式	EICHER MOTORS LTD	機械	47,132	53,622.69	2,527,344,626	51,488.58	2,426,759,753	2.07
15	インド	株式		不動産管 理・開発	5,377,139	439.58	2,363,694,588	447.97	2,408,823,843	2.05
16	インド	株式	PAGE INDUSTRIES LTD	繊維・ア パレル・ 贅沢品	59,000	30,733.97	1,813,304,378	39,504.79	2,330,782,905	1.98
17	インド	株式	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	保険	1,815,440	1,090.65	1,980,009,636	1,245.09	2,260,386,190	1.92

								可止日间皿为	<u> </u>	<u> </u>
18	インド	株式	CADILA HEALTHCARE LTD	医薬品	3,137,116	748.64	2,348,589,829	675.18	2,118,117,981	1.80
19	インド	株式	ITC LTD	タバコ	4,500,000	451.44	2,031,480,000	459.11	2,066,006,250	1.76
20	インド	株式	NATCO PHARMA LTD	医薬品	1,463,158	1,225.84	1,793,600,804	1,348.95	1,973,737,958	1.68
21	インド		ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	メディア	2,015,741	858.49	1,730,503,570	958.89	1,932,889,006	1.64
22	インド	株式	GLAXOSMITHKLINE CONSUMER	食品	194,582	8,415.24	1,637,455,689	9,810.07	1,908,864,014	1.62
23	インド	株式		家庭用耐 久財	5,028,472	354.75	1,783,850,442	378.59	1,903,741,786	1.62
24	インド	株式	DABUR INDIA LTD	パーソナ ル用品	2,954,360	510.59	1,508,474,058	589.21	1,740,753,227	1.48
25	インド	株式	INDIABULLS VENTURES LTD	資本市場	2,294,321	403.07	924,791,467	752.39	1,726,247,120	1.47
26	インド	株式	LTD	貯蓄・抵 当・不動 産金融	755,676	2,709.45	2,047,470,276	2,266.68	1,712,881,343	1.46
27	インド	株式	MCLEOD RUSSEL INDIA LIMITED	食品	6,508,116	341.38	2,221,752,191	255.75	1,664,450,667	1.41
28	インド	株式		建設・土 木	9,051,704	171.97	1,556,632,852	172.67	1,562,980,359	1.33
29	インド	株式	BAJAJ FINANCE LTD	消費者金 融	458,303	3,154.59	1,445,758,696	3,121.96	1,430,805,925	1.22
30	インド	株式	IIFL HOLDINGS LTD	資本市場	1,100,884	1,088.54	1,198,361,971	1,222.81	1,346,177,468	1.14

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	2.34
		石油・ガス・消耗燃料	0.79
		建設資材	0.85
		建設・土木	6.67
		機械	2.07
		自動車部品	3.65
		自動車	4.99
		家庭用耐久財	1.62
		繊維・アパレル・贅沢品	1.98
		メディア	1.64
		食品・生活必需品小売り	3.08
		食品	6.66
		タバコ	1.76
		パーソナル用品	5.31
		医薬品	4.29
		銀行	25.42
		保険	3.06
		情報技術サービス	4.08
		貯蓄・抵当・不動産金融	9.84
		消費者金融	1.22
		資本市場	4.25
合 計			95.66

## (参考)野村韓国株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュー タ・周辺機 器	232	253,797.88	58,881,109	265,392.59	61,571,083	20.13
2	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半 導体製造装 置	1,399	8,044.64	11,254,456	8,805.69	12,319,174	4.02
3	韓国	株式	POSCO	金属・鉱業	269	33,912.09	9,122,354	36,495.30	9,817,236	3.21
4	韓国	株式	AMOREPACIFIC CORP	パーソナル 用品	202	31,288.13	6,320,203	33,950.30	6,857,961	2.24
5	韓国	株式	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	化学	163	38,957.49	6,350,071	41,839.79	6,819,887	2.23
6	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP	銀行	1,009	5,375.04	5,423,416	6,118.18	6,173,244	2.01
7	韓国	株式	SK HOLDINGS CO LTD	コングロマ リット	205	27,672.69	5,672,903	30,081.89	6,166,789	2.01
8	韓国	株式	PEARL ABYSS CORP	ソフトウェ ア	237	18,203.94	4,314,336	26,009.89	6,164,346	2.01
9	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	251	23,200.21	5,823,255	24,533.80	6,157,984	2.01
10	韓国	株式	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	ライフサイ エンス・ ツール/ サービス	120	29,390.57	3,526,869	50,747.30	6,089,676	1.99
11	韓国	株式		家庭用耐久 財	571	10,985.98	6,272,999	10,281.80	5,870,908	1.91
12	韓国	株式	KOREA GAS CORPORATION	ガス	1,040	4,688.66	4,876,209	5,446.30	5,664,152	1.85
13	韓国	株式	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDINGS CO LTD	機械	130	42,363.89	5,507,306	42,857.80	5,571,514	1.82
14	韓国	株式	NCSOFT CORPORATION	ソフトウェ ア	146	43,987.39	6,422,159	36,648.00	5,350,608	1.74
15	韓国	株式	WOORI BANK	銀行	3,250	1,570.87	5,105,350	1,623.70	5,277,057	1.72
16	韓国	株式	SAMSUNG C&T CORP	コングロマ リット	343	13,149.50	4,510,280	14,201.09	4,870,977	1.59
17	韓国	株式	HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	医薬品	97	50,885.93	4,935,936	48,253.19	4,680,560	1.53
18	韓国	株式	HANA FINANCIAL HOLDINGS	銀行	920	4,626.80	4,256,665	4,835.50	4,448,660	1.45
19	韓国	株式		無線通信サービス	196	25,517.59	5,001,449	22,650.50	4,439,498	1.45
20	韓国	株式	LG CHEMICALS LTD	化学	122	40,517.23	4,943,103	35,986.30	4,390,329	1.43
21	韓国	株式	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	保険	362	11,744.35	4,251,458	12,114.19	4,385,340	1.43
22	韓国	株式	HANWHA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	6,071	753.20	4,572,703	638.28	3,875,034	1.26
23	韓国	株式		石油・ガ ス・消耗燃 料	190	19,623.37	3,728,441	19,800.10	3,762,019	1.23
24	韓国	株式	HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	機械	373	9,600.89	3,581,135	9,355.42	3,489,572	1.14
25	韓国	株式		情報技術サービス	140	17,584.42	2,461,819	24,432.00	3,420,480	1.11
26	韓国	株式	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	化学	343	9,022.16	3,094,604	9,559.02	3,278,744	1.07
27	韓国	株式	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	資本市場	361	7,009.54	2,530,445	8,876.96	3,204,583	1.04
28	韓国	株式	GREEN CROSS CORP	バイオテク ノロジー	149	21,408.26	3,189,831	21,428.89	3,192,906	1.04

29	韓国	株式	PAN OCEAN CO LTD	海運業	5,760	553.53	3,188,337	549.71	3,166,387	1.03
30	韓国		HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	建設・土木	660	4,585.28	3,026,288	4,723.51	3,117,523	1.01

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	2.19
		化学	6.35
		建設資材	1.12
		金属・鉱業	4.59
		建設関連製品	0.51
		建設・土木	2.23
		コングロマリット	3.60
		機械	4.38
		商業サービス・用品	0.22
		旅客航空輸送業	1.43
		海運業	1.03
		自動車部品	3.52
		家庭用耐久財	1.91
		ホテル・レストラン・レジャー	0.48
		メディア	1.06
		専門小売り	0.27
		食品・生活必需品小売り	0.98
		食品	0.57
		パーソナル用品	3.40
		バイオテクノロジー	1.84
		医薬品	1.53
		銀行	5.19
		保険	3.47
		インターネットソフトウェア・サービス	1.36
		情報技術サービス	1.11
		ソフトウェア	3.76
		コンピュータ・周辺機器	20.13
		電子装置・機器・部品	1.88
		半導体・半導体製造装置	5.75
		無線通信サービス	1.45
		電力	0.48
		ガス	1.85
		消費者金融	0.25
		資本市場	1.96
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.99
合 計			94.00

## (参考)野村台湾株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・ 半導体製 造装置	13,000	798.56	10,381,280	816.96	10,620,480	10.35
2	台湾	株式	YAGEO CORPORATION	電子装 置・機 器・部品	3,000	1,123.43	3,370,291	2,182.24	6,546,720	6.38
3	台湾	株式	CHINA STEEL CHEMICAL CORP	化学	11,000	487.90	5,366,927	572.24	6,294,640	6.13
4	台湾	株式	KING SLIDE WORKS CO	機械	4,000	1,451.29	5,805,185	1,519.84	6,079,360	5.92
5	台湾	株式	ST SHINE OPTICAL CO LTD	ヘルスケ ア機器・ 用品	2,000	2,517.12	5,034,240	2,863.04	5,726,080	5.58
6	台湾	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	40,053	109.33	4,379,107	118.12	4,731,381	4.6
7	台湾	株式	ASPEED TECHNOLOGY INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,439	2,432.48	3,500,339	3,080.15	4,432,350	4.32
8	台湾	株式	FORMOSA SUMCO TECHNOLOGY COR	半導体・ 半導体製 造装置	10,000	410.62	4,106,280	410.32	4,103,200	4.00
9	台湾	株式	FORMOSA PLASTIC	化学	10,720	348.42	3,735,155	382.71	4,102,758	3 4.00
10	台湾	株式	POYA CO LTD	複合小売 り	3,432	1,387.35	4,761,419	1,177.59	4,041,523	3.94
11	台湾	株式	EGIS TECHNOLOGY INC	電子装 置・機 器・部品	8,000	1,009.33	8,074,678	500.48	4,003,840	3.90
12	台湾	株式	BROGENT TECHNOLOGIES	ソフト ウェア	4,389	975.19	4,280,152	809.59	3,553,334	3.46
13	台湾	株式	TCI CO LTD	パーソナ ル用品	2,301	688.15	1,583,456	1,530.88	3,522,555	3.43
14	台湾	株式	TONG HSING ELECTRONIC INDUST	電子装 置・機 器・部品	9,000	482.20	4,339,817	369.84	3,328,560	3.24
15	台湾	株式	E INK HOLDINGS INC	電子装 置・機 器・部品	28,000	153.89	4,309,133	117.76	3,297,280	3.21
16	台湾	株式	SILERGY CORP	半導体・ 半導体製 造装置	1,396	2,447.20	3,416,292	2,281.60	3,185,114	3.10
17	台湾	株式	INC	電子装 置・機 器・部品	6,552	559.28	3,664,445	445.28	2,917,475	2.84
18	台湾	株式	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	保険	14,241	186.25	2,652,430	194.30	2,767,083	2.69
19	台湾	株式	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	半導体・ 半導体製 造装置	12,000	134.68	1,616,256	163.76	1,965,120	1.91
20	台湾	株式	CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	3,000	390.08	1,170,240	437.92	1,313,760	1.28
21	台湾	株式	CTC I CORP	建設・土 木	7,000	179.58	1,257,088	181.24	1,268,680	1.23
22	台湾	株式	ADDCN TECHNOLOGY CO LTD	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	1,334	916.32	1,222,371	947 . 59	1,264,098	1.23
23	台湾	株式	EMEMORY TECHNOLOGY	半導体・ 半導体製 造装置	1,000	1,472.00	1,472,000	1,262.24	1,262,240	1.23

								<b>訂</b> 止有1111世分	油山青(内国投)	릿 [ㅁ미
24	台湾	株式	INTERNATIONAL	半導体・ 半導体製 造装置	7,870	177.74	1,398,845	159.15	1,252,589	1.22
25	台湾	株式		電子装 置・機 器・部品	5,000	206.08	1,030,400	230.00	1,150,000	1.12
26	台湾	株式	OPTOELECTRONICS	半導体・ 半導体製 造装置	1,000	1,460.96	1,460,960	1,041.44	1,041,440	1.01
27	台湾	· · · · ·	CO LTD	繊維・ア パレル・ 贅沢品	1,768	526.23	930,392	489.44	865,330	0.84
28	台湾	株式		繊維・ア パレル・ 贅沢品	3,000	460.00	1,380,000	256.86	770,592	0.75
29	台湾	株式	MACAUTO INDUSTRIAL CO LTD	自動車部 品	1,000	645.84	645,840	522.56	522,560	0.50
30	台湾	株式	NANOPLUS LTD	化学	2,143	405.90	869,853	206.81	443,207	0.43

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	1.28
		 化学	10.57
		建設・土木	1.23
			5.92
		自動車部品	0.50
		繊維・アパレル・贅沢品	1.59
		複合小売り	3.94
		パーソナル用品	3.43
		ヘルスケア機器・用品	5.58
		保険	7.31
		インターネットソフトウェア・サービス	1.23
		ソフトウェア	3.46
		電子装置・機器・部品	20.71
		半導体・半導体製造装置	27.17
合 計			93.98

## (参考)野村アセアン株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	74,400	1,773.53	131,950,741	2,446.70	182,035,209	11.51
2	タイ	株式		食品・生活 必需品小売 リ)		240.74	77,039,875	301.02	96,326,400	6.09
3	マレーシ ア		CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	銀行	466,797	184.35	86,055,381	200.80	93,736,572	5.92
	インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	481,000	154.72	74,424,747	168.66	81,127,865	5.13
5	タイ	株式	, ,	石油・ガ ス・消耗燃 料	380,000	143.33	54,468,000	195.49	74,286,200	4.69

								訂正有価証券	届出書 ( 内国投	資信託
6	シンガ ポール	株式	KEPPEL CORP.	コングロマ リット	102,000	610.51	62,272,306	665.56	67,887,559	4.29
7	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフ ラ	275,000	198.26	54,522,804	245.66	67,556,500	4.27
8	シンガ ポール	株式	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産管 理・開発	60,000	964.97	57,898,491	1,029.19	61,751,862	3.90
9	マレーシア	株式	IHH HEALTHCARE BHD	ヘルスケ ア・プロバ イダー/ヘ ルスケア・ サービス	330,000	168.92	55,745,283	169.01	55,774,422	3.52
10	インドネ シア	株式	UNITED TRACTORS TBK PT	石油・ガ ス・消耗燃 料	190,000	255.93	48,626,984	276.30	52,497,475	3.32
11	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	72,000	812.40	58,492,960	686.81	49,450,320	3.12
12	マレーシア	株式	GENTING BHD	ホテル・レ ストラン・ レジャー	194,000	271.16	52,606,252	241.52	46,856,315	2.96
13	シンガ ポール	株式	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・ 防衛	152,000	287.66	43,724,376	286.29	43,517,539	2.75
14	タイ	株式	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	銀行	125,000	254.31	31,788,750	321.78	40,222,500	2.54
15	インドネ シア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	74,000	607.39	44,947,584	537.59	39,782,030	2.51
16	インドネ シア	株式	BANK MANDIRI	銀行	700,000	53.19	37,233,490	53.52	37,465,750	2.37
17	ベトナム	株式	HO CHI MINH CITY INFRASTRUCTURE INVESTME	運送インフ ラ	200,000	155.52	31,104,000	157.44	31,488,000	1.99
18	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管 理・開発	110,000	265.98	29,258,690	280.26	30,828,600	1.95
19	マレーシ ア	株式	GAMUDA BERHAD	建設・土木	190,000	146.48	27,832,803	142.79	27,131,392	1.71
20	タイ	株式	CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	建設・土木	320,000	96.17	30,774,949	81.65	26,129,920	1.65
21	ベトナム	株式	HDBANK	銀行	125,000	212.74	26,592,870	202.56	25,320,000	1.60
22	マレーシ ア	株式	SIME DARBY BERHAD	コングロマ リット	330,000	64.49	21,284,223	71.11	23,469,435	1.48
23	フィリピ ン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	80,000	313.92	25,114,320	270.90	21,672,000	1.37
24	フィリピ ン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管 理・開発	246,000	91.33	22,468,913	86.10	21,180,600	1.33
25	シンガ ポール	株式	FIRST RESOURCES LTD	食品	142,000	155.06	22,018,769	139.03	19,743,154	1.24
26	フィリピ ン	株式	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活 必需品小売 リ	105,000	201.83	21,192,255	182.70	19,183,500	1.21
27	シンガ ポール	株式	CAPITALAND LIMITED	不動産管 理・開発	60,000	305.22	18,313,302	308.51	18,510,750	1.17
	シンガ ポール	株式	HAW PAR CORP LTD	医薬品	16,000	939.52	15,032,375	1,141.90	18,270,522	1.15
29	インドネ シア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	760,000	17.77	13,512,111	22.75	17,291,520	1.09
30	マレーシア	株式		旅客航空輸 送業	150,000	97.61	14,642,250	104.30	15,646,290	0.98

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	10.42
		石油・ガス・消耗燃料	8.02
			2.75

			<b>訂止有</b> 伽証名
		建設・土木	4.32
		コングロマリット	6.52
		旅客航空輸送業	0.98
		運送インフラ	6.26
		ホテル・レストラン・レジャー	2.96
		食品・生活必需品小売り	7.30
		食品	2.34
		タバコ	2.51
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3.52
		医薬品	2.86
		銀行	34.30
		資本市場	0.91
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.56
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.63
合	計		97.24
	合	合計	コングロマリット 旅客航空輸送業 運送インフラ ホテル・レストラン・レジャー 食品・生活必需品小売り 食品 タバコ ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス 医薬品 銀行 資本市場 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 ライフサイエンス・ツール/サービス

## (参考)野村豪州株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
	オースト ラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	9,683	2,218.90	21,485,653	2,563.38	24,821,289	9.59
2	オースト ラリア	株式	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	3,599	5,630.46	20,264,052	6,559.23	23,606,683	9.12
3	オースト ラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	8,740	2,516.99	21,998,540	2,351.90	20,555,665	7.94
4	オースト ラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	8,750	2,593.19	22,690,443	2,323.81	20,333,419	7.85
	オースト ラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP		58,794	363.48	21,370,678	328.78	19,330,750	7.47
	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活 必需品小売 リ	6,332	2,094.45	13,262,116	2,264.34	14,337,801	5.54
7	オースト ラリア	株式	QBE INSURANCE	保険	16,555	853.94	14,137,124	826.09	13,676,085	5.28
8	オースト ラリア	株式	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	銀行	5,225	2,461.77	12,862,790	2,194.94	11,468,602	4.43
	オースト ラリア	株式	BANK OF QUEENSLAND LTD	銀行	11,550	1,072.67	12,389,342	826.10	9,541,455	3.68
	オースト ラリア	株式	SYDNEY AIRPORT	運送インフ ラ	16,458	612.14	10,074,602	576.61	9,489,976	3.66
	オースト ラリア	株式	CORPORATE TRAVEL MANAGEMENT	ホテル・レ ストラン・ レジャー	4,630	1,761.24	8,154,565	1,956.20	9,057,228	3.50
	オースト ラリア	株式	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	21,850	437.81	9,566,189	370.91	8,104,578	3.13
	オースト ラリア	株式	WOODSIDE PETROLEUM	石油・ガ ス・消耗燃 料	3,000	2,553.43	7,660,316	2,657.56	7,972,691	3.08
	オーストラリア	株式	TABCORP HOLDINGS	ホテル・レ ストラン・ レジャー	21,500	412.97	8,878,974	357.70	7,690,578	2.97
15	オースト ラリア	株式	METALS X LTD	金属・鉱業	109,974	70.00	7,698,350	63.60	6,995,413	2.70

								可止日间证为	由山青(内国技)	<u> 키디미</u>
16	オースト ラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテク ノロジー	495	11,012.89	5,451,381	13,684.34	6,773,751	2.61
17	オースト ラリア	株式	INVOCARE LTD	各種消費者 サービス	6,086	1,249.28	7,603,131	1,064.01	6,475,606	2.50
18	オースト ラリア	株式	LIFESTYLE COMMUNITIES LTD	不動産管 理・開発	14,100	356.04	5,020,292	413.05	5,824,005	2.25
19	オースト ラリア	株式	JB HI-FI LTD	専門小売り	2,625	1,930.59	5,067,814	2,117.29	5,557,898	2.14
20	オースト ラリア	1	INGENIA COMMUNITIES GROUP		23,598	218.89	5,165,450	224.69	5,302,451	2.04
21	オースト ラリア	株式	AVJENNINGS LTD	不動産管 理・開発	86,218	62.72	5,407,775	59.47	5,128,178	1.98
22	オースト ラリア	株式	TELSTRA CORP LTD	各種電気通 信サービス	19,283	309.48	5,967,864	256.91	4,954,132	1.91
23	オースト ラリア		WESTGOLD RESOURCES LTD	金属・鉱業	38,000	164.39	6,246,969	121.43	4,614,595	1.78
24	オースト ラリア	株式	LIVEHIRE LTD	インター ネットソフ トウェア・ サービス	58,000	71.20	4,130,175	57.82	3,353,966	1.29

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	4.23
			3.08
		金属・鉱業	26.33
		運送インフラ	3.66
		ホテル・レストラン・レジャー	6.47
		専門小売り	2.14
		食品・生活必需品小売り	5.54
		バイオテクノロジー	2.61
			23.92
			5.28
		インターネットソフトウェア・サービス	1.29
			1.91
			2.50
投資証券			9.52
合 計			98.54

## (参考)野村インドネシア株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
	インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	4,363,200	151.39	660,569,282	168.66	735,919,128	14.77
	インドネ シア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	16,028,700	24.37	390,643,462	24.80	397,607,932	7.98
	インドネ シア		PT	石油・ガ ス・消耗 燃料	1,388,400	252.05	349,956,494	276.30	383,618,391	7.70
	インドネ シア	株式	BANK MANDIRI	銀行	6,159,746	53.32	328,468,455	53.52	329,685,005	6.62

								訂正有価証券	届出書 ( 内国投	資信託
5	インドネ シア	株式	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	925,300	398.96	369,162,941	355.50	328,944,150	6.60
6	インドネ シア	株式	HM SAMPOERNA TBK PT	タバコ	9,323,200	30.34	282,902,248	28.83	268,834,472	5.39
7	インドネ シア	株式	TELEKOMUNIKASI	各種電気 通信サー ビス	8,058,330	36.82	296,786,683	28.83	232,361,946	4.66
8	インドネ シア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	3,908,900	62.68	245,035,260	55.89	218,478,193	4.38
9	インドネ シア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	9,145,800	15.56	142,336,086	22.75	208,085,242	4.17
10	インドネ シア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	275,300	565.84	155,776,004	537.59	147,999,904	2.97
11	インドネ シア	株式	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	食品	2,144,200	65.04	139,471,969	53.32	114,339,465	2.29
12	インドネ シア	株式	ACE HARDWARE INDONESTA	専門小売	10,843,200	8.48	92,011,827	9.95	107,933,213	2.16
13	インドネ シア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管 理・開発	10,045,483	9.33	93,734,941	8.68	87,295,247	1.75
14	インドネ シア	株式	RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	複合小売	8,059,900	7.71	62,154,648	10.54	85,003,735	1.70
15	インドネ シア	株式	BUKIT ASAM TBK PT	石油・ガ ス・消耗 燃料	3,423,700	19.51	66,806,658	24.17	82,764,524	1.66
16	インドネ シア	株式	BANK DANAMON PT	銀行	1,568,300	41.41	64,958,515	51.54	80,841,944	1.62
17	インドネ シア	株式	MITRA ADIPERKASA TBK PT	複合小売	1,256,500	54.67	68,700,268	60.63	76,184,736	1.52
18	インドネ シア	株式	BANK CIMB NIAGA TBK PT	銀行	8,573,000	10.82	92,785,580	8.65	74,160,737	1.48
19	インドネ シア	株式	INDOSAT TBK PT	無線通信 サービス	2,257,700	50.95	115,041,104	31.60	71,343,320	1.43
20	インドネ シア	株式	ADARO ENERGY PT	石油・ガ ス・消耗 燃料	4,286,900	18.98	81,400,566	15.76	67,563,687	1.35
21	インドネ シア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	899,800	80.95	72,839,264	73.27	65,930,596	1.32
	インドネ シア	株式	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	食品	1,011,700	70.16	70,980,879	63.59	64,339,061	1.29
23	インドネ シア	株式	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	消費者金融	9,000,000	6.17	55,551,169	6.28	56,524,500	1.13
24	インドネ シア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管 理・開発	12,608,400	5.14	64,881,484	4.46	56,277,593	1.13
25	インドネ シア	株式	PRODIA WIDYAHUSADA TBK PT	ライフサ イエン ス・ツー ル/サービ ス	2,065,100	29.56	61,062,106	26.07	53,837,157	1.08
26	インドネ シア	株式	PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSER	建設・土 木	2,698,365	20.69	55,850,759	19.19	51,800,513	1.04
27	インドネ シア	株式	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送イン フラ	1,531,544	48.45	74,216,478	33.33	51,058,614	1.02
	インドネ シア	株式	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	食品・生 活必需品 小売り	10,569,200	5.44	57,598,598	4.62	48,845,558	0.98
29	インドネ シア	株式	TUNAS BARU LAMPUNG TBK PT	食品	4,358,400	11.29	49,236,845	9.44	41,145,475	0.82
	インドネ シア	株式	INDO TAMBANGRAYA MEGAH TBK P	石油・ガ ス・消耗 燃料	184,600	161.55	29,823,052	196.11	36,203,290	0.72

## 種類別及び業種別投資比率

	種類	国内/国外	業種	投資比率(%)	
--	----	-------	----	---------	--

			司止有111111111111111111111111111111111111
株式	国外	不動産管理・開発	2.88
		石油・ガス・消耗燃料	11.44
		建設資材	1.96
		建設・土木	1.63
		運送インフラ	1.02
		自動車	4.38
		複合小売り	3.23
		専門小売り	2.16
		食品・生活必需品小売り	0.98
		食品	8.59
		タバコ	8.37
		家庭用品	6.60
		銀行	32.49
			4.66
		無線通信サービス	1.43
		消費者金融	1.13
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.08
合 計	•		94.10
			-

## (参考)野村タイ株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガ ス・消耗燃 料	1,530,000	146.44	224,056,930	195.49	299,099,700	17.22
2	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活 必需品小売 り	837,000	237.93	199,151,678	301.02	251,953,740	14.51
3	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフ ラ	755,000	211.09	159,375,969	245.66	185,473,300	10.68
4	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	259,000	790.94	204,855,617	686.81	177,883,790	10.24
5	タイ	株式	INDORAMA VENTURES- FOREIGN	化学	335,000	176.49	59,125,843	205.87	68,966,450	3.97
6	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE	無線通信 サービス	89,000	674.81	60,058,390	712.76	63,435,640	3.65
7	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管 理・開発	205,000	264.36	54,194,509	280.26	57,453,300	3.30
8	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	69,000	747.87	51,603,040	698.92	48,225,480	2.77
9	タイ	株式	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	銀行	120,000	254.31	30,517,200	321.78	38,613,600	2.22
10	タイ	株式	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	416,000	91.20	37,941,530	84.07	34,976,448	2.01
11	タイ	株式	CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	建設・土木	420,000	94.33	39,620,141	81.65	34,295,520	1.97
12	タイ	株式	BANGKOK CHAIN HOSPITAL-F	ヘルスケ ア・プロバ イダー/ヘ ルスケア・ サービス	523,000	56.28	29,436,283	62.28	32,572,440	1.87
13	タイ	株式	HUMANICA PCL-FOREIGN	ソフトウェ ア	728,000	36.74	26,753,994	43.94	31,989,776	1.84

								可止用侧弧为	届出書(内国投	
14	タイ	株式	IRPC PUBLIC COMPANY LIMITED (F)	石油・ガ ス・消耗燃 料	1,200,000	21.45	25,744,791	24.39	29,271,600	1.68
15	タイ	株式	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	ホテル・レ ストラン・ レジャー	207,000	147.32	30,496,648	138.40	28,648,800	1.65
16	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	81,581	278.54	22,723,618	335.61	27,380,215	1.57
17	タイ	株式	ERAWAN GROUP PCL/THE- FOREIGN	ホテル・レ ストラン・ レジャー	931,000	22.66	21,100,332	29.06	27,058,584	1.55
18	タイ	株式	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	各種消費者 サービス	395,000	61.60	24,335,704	65.04	25,693,960	1.47
19	タイ	株式		不動産管 理・開発	1,784,000	13.21	23,576,297	13.49	24,073,296	1.38
20	タイ	株式	BEAUTY COMMUNITY PCL- FOREIGN	専門小売り	260,000	72.09	18,745,232	78.19	20,330,960	1.17
21	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガ ス・消耗燃 料	42,000	389.98	16,379,474	458.45	19,254,900	1.10
22	タイ	株式	VINYTHAI PUBLIC(F)	化学	204,000	111.16	22,677,221	90.82	18,528,300	1.06
23	タイ	株式	JWD INFOLOGISTICS PCL/F	航空貨物・ 物流サービ ス	590,000	39.48	23,297,032	30.79	18,168,460	1.04
24	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケ ア・プロバ イダー/へ ルスケア・ サービス	210,000	73.59	15,454,782	81.31	17,075,100	0.98
25	タイ	株式	ASIAN SEAFOODS COLDSTORAGE-F	食品	650,000	30.36	19,735,814	24.39	15,855,450	0.91
26	タイ	株式	UNIQUE ENGINEERING & CONSTRUCTION PCL/F	建設・土木	343,060	57.41	19,695,798	44.28	15,193,441	0.87
27	タイ	株式	JMT NETWORK SERVICES PCL-F	商業サービ ス・用品	110,000	112.99	12,429,572	105.53	11,608,300	0.66
28	タイ	株式	THANACHART CAPITAL PCL(F)	銀行	57,000	163.48	9,318,645	185.11	10,551,270	0.60
29	タイ	株式	TPI POLENE POWER PCL- FOREIGN	独立系発電 事業者・エ ネルギー販 売業者	450,000	25.95	11,677,500	22.31	10,042,650	0.57
30	タイ	株式	SIAM COMMERCIAL BANK	銀行	22,000	519.00	11,418,000	454.99	10,009,780	0.57

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	5.24
		石油・ガス・消耗燃料	21.28
		化学	6.61
		建設・土木	2.85
		商業サービス・用品	0.66
		航空貨物・物流サービス	1.04
		陸運・鉄道	0.38
		運送インフラ	10.68
		ホテル・レストラン・レジャー	3.20
		専門小売り	1.17
		食品・生活必需品小売り	14.51
		食品	2.92

	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3.28
	銀行	16.43
	ソフトウェア	1.84
	電子装置・機器・部品	0.24
	無線通信サービス	3.65
	消費者金融	0.48
	各種消費者サービス	1.47
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.57
合 計		98.60

## (参考)野村フィリピン株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
1	フィリピ ン	株式		不動産管 理・開発	4,964,000	90.73	450,408,270	86.10	427,400,400	14.39
2	フィリピ ン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	1,368,462	274.42	375,544,290	270.90	370,716,356	12.48
3	フィリピ ン	株式	SM PRIME HLDGS	不動産管 理・開発	4,316,975	71.55	308,897,321	70.34	303,699,191	10.22
4	フィリピ ン	株式	AYALA CORPORATION	各種金融 サービス	155,483	1,951.17	303,374,232	1,953.00	303,658,299	10.22
5	フィリピ ン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマ リット	119,997	1,805.64	216,671,743	1,861.64	223,392,415	7.52
6	フィリピ ン	株式	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レ ストラン・ レジャー	5,750,000	24.39	140,288,543	25.28	145,383,000	4.89
7	フィリピ ン	株式	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活 必需品小売 リ	707,110	200.84	142,018,801	182.70	129,188,997	4.34
8	フィリピ ン	株式	GLOBE TELECOM INC	無線通信 サービス	40,960	4,163.46	170,535,700	3,150.00	129,024,000	4.34
9	フィリピ ン	株式	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマ リット	988,130	153.65	151,833,091	128.62	127,098,221	4.2
10	フィリピ ン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	533,662	178.36	95,186,228	171.35	91,448,320	3.07
11	フィリピ ン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レ ストラン・ レジャー	145,000	519.22	75,288,100	588.00	85,260,000	2.8
12	フィリピ ン	株式	DMCI HOLDINGS INC	コングロマ リット	3,515,850	33.55	117,984,894	23.98	84,317,114	2.83
13	フィリピ ン	株式	GT CAPITAL HOLDINGS	各種金融 サービス	33,600	2,438.51	81,934,012	2,171.40	72,959,040	2.4
14	フィリピ ン	株式	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	各種金融 サービス	6,600,000	14.32	94,515,267	9.59	63,340,200	2.10
15	フィリピ ン	株式	MEGAWORLD CORP	不動産管 理・開発	6,532,800	11.13	72,710,064	9.05	59,128,373	1.99
16	フィリピ ン	株式	ABOITIZ POWER CORP	独立系発電 事業者・エ ネルギー販 売業者	720,000	84.42	60,782,400	81.79	58,892,400	1.98
17	フィリピ ン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフ ラ	280,000	224.49	62,857,200	180.60	50,568,000	1.70
18	フィリピ ン	株式	CONCEPCION INDUSTRIAL CORPOR	建設関連製品	368,880	135.97	50,158,458	130.41	48,105,641	1.6
19	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	150,000	322.56	48,384,000	288.96	43,344,000	1.4

20	フィリピ ン		MEGAWIDE CONSTRUCTION	建設・土木	738,500	37.03	27,350,220	49.35	36,444,975	1.22
21	フィリピ ン	株式		不動産管 理・開発	2,000,000	12.59	25,190,429	13.75	27,510,000	0.92
22	フィリピ ン	株式	SHAKEYS PIZZA ASIA VENTURES	ホテル・レ ストラン・ レジャー	696,200	26.50	18,450,692	29.40	20,468,280	0.68
23	フィリピ ン	株式	D&L INDUSTRIES INC	化学	646,220	21.84	14,113,445	21.33	13,787,750	0.46

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	27.53
		 化学	0.46
		建設関連製品	1.61
		建設・土木	1.22
		コングロマリット	14.64
			1.70
		ホテル・レストラン・レジャー	8.45
		食品・生活必需品小売り	4.34
		食品	1.45
		 銀行	15.56
		 各種金融サービス	14.81
		無線通信サービス	4.34
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1.98
合 計			98.15

## (参考)野村マネー マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本		日本政策金融公 庫社債 第54 回財投機関債	1,470,000,000	100.00	1,470,082,500	100.00	1,470,082,500	0.009	2018/5/11	8.90
2	日本	コマーシャ ルペーパー	関西電力	1,000,000,000		1,000,005,890		1,000,005,890			6.05
3	日本	コマーシャ ルペーパー	三菱UFJニコ ス	1,000,000,000		1,000,000,384		1,000,000,384			6.05
4	日本	コマーシャ ルペーパー	クレディセゾン	1,000,000,000		1,000,000,000		1,000,000,000			6.05
5	日本		農林債券 利付 第756回い号	590,000,000	100.02	590,147,895	100.02	590,147,895	0.3	2018/5/25	3.57
6	日本		日本高速道路保 有・債務返済機 構債券 財投機 関債第40回		100.25	501,252,428	100.25	501,252,428	1.69	2018/6/20	3.03
7	日本	地方債証券	大阪府 公募第 3 1 5 回	450,000,000	100.30	451,390,500	100.30	451,390,500	1.95	2018/6/27	2.73
8	日本		商工債券 利付 第756回い号	,,	100.02	400,105,907	100.02	400,105,907	0.3	2018/5/25	2.42
9	日本	社債券	関西電力 第 4 6 9 回	300,000,000	100.83	302,491,368	100.83	302,491,368	1.7	2018/10/25	1.83

								訂正有価証	券届出書	(内国投資	資信託
10	日本	社債券	三井住友ファイ ナンス&リー ス 第7回社債 間限定同順位特 約付		100.12	300,363,057	100.12	300,363,057		2018/8/6	
11	日本	社債券	三菱東京UFJ銀行 第146回特定社債間限定同順位特約付		100.08	300,253,728	100.08	300,253,728	0.355	2018/7/24	1.81
12	日本	地方債証券	大阪市 公募平成20年度第2回	296,000,000	100.27	296,800,679	100.27	296,800,679	1.95	2018/6/20	1.79
13	日本	特殊債券	東日本高速道路 第22回	250,000,000	100.06	250,151,738	100.06	250,151,738	0.401	2018/6/20	1.51
14	日本	社債券	N T T ドコモ 第 1 7 回社債間 限定同順位特約 付		100.69	201,395,848	100.69	201,395,848	1.77	2018/9/20	1.21
15	日本	社債券	N T T ドコモ 第 1 5 回社債間 限定同順位特約 付		100.27	200,552,000	100.27	200,552,000	1.96	2018/6/20	1.21
16	日本	社債券	三菱商事 第69回担保提供制限等財務上特約無		100.13	200,270,000	100.13	200,270,000	1.99	2018/5/22	1.21
17	日本	社債券	日立キャピタ ル 第46回社 債間限定同順位 特約付		100.06	200,127,426	100.06	200,127,426	0.447	2018/6/20	1.21
18	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.21
19	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.21
20	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.21
21	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.21
22	日本	社債券	北海道電力 第 264回	100,000,000	100.40	100,409,984	100.40	100,409,984	2.6	2018/6/25	0.60
23	日本	社債券	中部電力 第 4 7 6 回	100,000,000	100.33	100,332,672	100.33	100,332,672	2.12	2018/6/25	0.60
24	日本	社債券	北海道電力 第 296回	100,000,000	100.32	100,321,675	100.32	100,321,675	2.027	2018/6/25	0.60
25	日本	社債券	関西電力 第4 48回	100,000,000	100.31	100,312,792	100.31	100,312,792	2.16	2018/6/20	0.60
26	日本	特殊債券	公営企業債券 第30回財投機 関債	100,000,000	100.28	100,280,512	100.28	100,280,512	1.97	2018/6/20	0.60
27	日本	特殊債券	日本政策投資銀行債券 財投機関債第51回		100.27	100,271,687	100.27	100,271,687	1.84	2018/6/20	0.60
28	日本	特殊債券	地方公共団体金融機構債券 F 39回		100.27	100,270,500	100.27	100,270,500	0.808	2018/8/28	0.60
29	日本	社債券	九州電力 第3 43回	100,000,000	100.21	100,215,266	100.21	100,215,266	2.825	2018/5/25	0.60
30	日本	社債券	中国電力 第3 54回	100,000,000	100.14	100,143,089	100.14	100,143,089	1.905	2018/5/25	0.60

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	5.13
特殊債券	24.79
社債券	16.39

	<u>訂正有価証</u> 券届出書(内国投資信託受益証券)
コマーシャルペーパー	23.61
Δ ±1	00.00

#### 投資不動産物件

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・台湾・フォーカス )該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・アセアン・フォーカス ) 該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・豪州・フォーカス) 該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス) 該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス) 該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・フィリピン・フォーカス ) 該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド) 該当事項はありません。

(参考)野村インド株マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)野村韓国株マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)野村台湾株マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)野村アセアン株マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)野村豪州株マザーファンド 該当事項はありません。 (参考)野村インドネシア株マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)野村タイ株マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)野村フィリピン株マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)野村マネー マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・台湾・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・アセアン・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・豪州・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

該当事項はありません。	
-------------	--

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・フィリピン・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

該当事項はありません。

(参考)野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)野村韓国株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)野村台湾株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

### (参考)野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

#### (3)運用実績

純資産の推移

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

2018年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 9月13日)	14,217	14,509	1.1194	1.1424
第2計算期間	(2011年 9月12日)	6,552	6,552	0.9109	0.9109
第3計算期間	(2012年 9月12日)	4,925	4,925	0.8241	0.8241
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,495	3,495	0.9435	0.9435
第5計算期間	(2014年 9月12日)	6,198	6,282	1.4796	1.4996
第6計算期間	(2015年 9月14日)	12,375	12,664	1.7084	1.7484
第7計算期間	(2016年 9月12日)	11,617	11,862	1.6609	1.6959
第8計算期間	(2017年 9月12日)	105,846	108,864	2.2797	2.3447
	2017年 4月末日	42,571		2.1712	
	5月末日	58,678		2.1482	
	6月末日	76,702		2.2273	
	7月末日	99,975		2.3051	
	8月末日	107,245		2.2997	
	9月末日	103,576		2.2061	
	10月末日	108,029		2.3346	
	11月末日	108,060		2.3662	
	12月末日	109,749		2.4437	
	2018年 1月末日	114,483		2.4135	
	2月末日	111,508		2.2828	
	3月末日	108,545		2.1997	
	4月末日	115,482		2.3074	

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

2018年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 9月13日)	5,601	5,633	1.0496	1.0556
第2計算期間	(2011年 9月12日)	1,173	1,194	1.0726	1.0926
第3計算期間	(2012年 9月12日)	916	933	1.0971	1.1171
第4計算期間	(2013年 9月12日)	518	541	1.3440	1.4040
第5計算期間	(2014年 9月12日)	440	463	1.3776	1.4476
第6計算期間	(2015年 9月14日)	406	426	1.3398	1.4048
第7計算期間	(2016年 9月12日)	280	290	1.1042	1.1432
第8計算期間	(2017年 9月12日)	399	415	1.2551	1.3051
	2017年 4月末日	393		1.2467	
	5月末日	417		1.3215	
	6月末日	423		1.3409	
	7月末日	425		1.3469	
	8月末日	421		1.3258	
	9月末日	313		1.3128	
	10月末日	320		1.3884	
	11月末日	337		1.4386	
	12月末日	323		1.4508	
	2018年 1月末日	325		1.4612	
	2月末日	303		1.3788	
	3月末日	300		1.3649	
	4月末日	306		1.4080	

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・台湾・フォーカス)

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 9月13日)	1,361	1,361	1.0102	1.0102
第2計算期間	(2011年 9月12日)	236	237	1.0115	1.0145
第3計算期間	(2012年 9月12日)	177	177	0.9953	0.9953
第4計算期間	(2013年 9月12日)	155	157	1.4059	1.4289
第5計算期間	(2014年 9月12日)	190	194	1.6158	1.6458
第6計算期間	(2015年 9月14日)	142	144	1.6027	1.6327
第7計算期間	(2016年 9月12日)	119	121	1.5218	1.5468
第8計算期間	(2017年 9月12日)	101	103	1.9016	1.9466
	2017年 4月末日	81		1.7301	
	5月末日	82		1.7594	
	6月末日	95		1.8232	

7月末日	99	1.8660	
8月末日	103	1.9379	
9月末日	103	1.9065	
10月末日	103	1.9486	
11月末日	110	2.0464	
12月末日	108	2.0408	
2018年 1月末日	113	2.0490	
2月末日	110	1.9529	
3月末日	106	1.9745	
4月末日	102	1.8929	

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・アセアン・フォーカス)

2018年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 9月13日)	3,059	3,131	1.1432	1.1702
第2計算期間	(2011年 9月12日)	1,444	1,472	1.1188	1.1408
第3計算期間	(2012年 9月12日)	1,441	1,473	1.1328	1.1578
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,776	3,835	1.4026	1.4246
第5計算期間	(2014年 9月12日)	2,737	2,788	1.6119	1.6419
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,867	1,895	1.3370	1.3570
第7計算期間	(2016年 9月12日)	1,398	1,414	1.3079	1.3229
第8計算期間	(2017年 9月12日)	1,341	1,364	1.4793	1.5043
	2017年 4月末日	1,338		1.4246	
	5月末日	1,335		1.4468	
	6月末日	1,429		1.4886	
	7月末日	1,355		1.4978	
	8月末日	1,361		1.4995	
	9月末日	1,593		1.4969	
	10月末日	1,428		1.5376	
	11月末日	1,457		1.5594	
	12月末日	1,453		1.6268	
	2018年 1月末日	1,725		1.6946	
	2月末日	1,605		1.6664	
	3月末日	1,556		1.6010	
	4月末日	1,583		1.6232	

### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

		純資産総額(百万円)		1口当たり純	画出書(内国投資信託 資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 9月13日)	2,914	2,914	0.9783	0.9783
第2計算期間	(2011年 9月12日)	702	702	0.9333	0.9333
第3計算期間	(2012年 9月12日)	578	578	0.9630	0.9630
第4計算期間	(2013年 9月12日)	325	330	1.3402	1.3582
第5計算期間	(2014年 9月12日)	199	203	1.5388	1.5688
第6計算期間	(2015年 9月14日)	285	288	1.2719	1.2869
第7計算期間	(2016年 9月12日)	182	184	1.2135	1.2285
第8計算期間	(2017年 9月12日)	265	270	1.5386	1.5686
	2017年 4月末日	228		1.4733	
	5月末日	228		1.4234	
	6月末日	240		1.4709	
	7月末日	250		1.5098	
	8月末日	264		1.5370	
	9月末日	267		1.5298	
	10月末日	273		1.5613	
	11月末日	279		1.5439	
	12月末日	301		1.6351	
	2018年 1月末日	302		1.6101	
	2月末日	284		1.5494	
	3月末日	259		1.4149	
	4月末日	259		1.4620	

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

		純資産総額(百万円)		1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2011年 9月12日)	3,144	3,171	1.0450	1.0540
第2計算期間	(2012年 9月12日)	6,865	6,865	0.9951	0.9951
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,156	3,181	1.1262	1.1352
第4計算期間	(2014年 9月12日)	3,079	3,124	1.3735	1.3935
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,306	2,317	1.0629	1.0679
第6計算期間	(2016年 9月12日)	3,673	3,718	1.2331	1.2481
第7計算期間	(2017年 9月12日)	5,770	5,854	1.3868	1.4068
	2017年 4月末日	4,781		1.3835	
	5月末日	5,067		1.3584	
	6月末日	5,382		1.4045	
	7月末日	5,503		1.3892	
	8月末日	5,803		1.3988	
	9月末日	5,542		1.3767	

10月末日	5,549		1.3930	
11月末日	5,469		1.4065	
12月末日	6,221		1.4831	
2018年 1月末日	6,135		1.4759	
2月末日	5,826		1.4366	
3月末日	5,375		1.3319	
4月末日	4,990		1.2776	

### ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・タイ・フォーカス )

2018年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2011年 9月12日)	367	367	0.9192	0.9192
第2計算期間	(2012年 9月12日)	592	597	1.0466	1.0556
第3計算期間	(2013年 9月12日)	2,913	2,956	1.4225	1 . 4435
第4計算期間	(2014年 9月12日)	1,731	1,764	1.5970	1.6270
第5計算期間	(2015年 9月14日)	1,215	1,232	1.3822	1.4022
第6計算期間	(2016年 9月12日)	917	928	1.2962	1.3112
第7計算期間	(2017年 9月12日)	866	881	1.6520	1.6820
	2017年 4月末日	884		1.5231	
	5月末日	890		1.5493	
	6月末日	897		1.5805	
	7月末日	882		1.6007	
	8月末日	866		1.6558	
	9月末日	916		1.7143	
	10月末日	1,021		1.7819	
	11月末日	1,051		1.8132	
	12月末日	1,401		1.8804	
	2018年 1月末日	1,682		1.9611	
	2月末日	1,604		1.9721	
	3月末日	1,633		1.8961	
	4月末日	1,739		1.9503	

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・フィリピン・フォーカス)

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2011年 9月12日)	366	366	0.9381	0.9381
第2計算期間	(2012年 9月12日)	405	414	1.1400	1.1660

				<u> </u>	<u> </u>
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,795	3,873	1.6441	1.6781
第4計算期間	(2014年 9月12日)	2,955	3,033	2.0752	2.1302
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,244	2,311	2.1756	2.2406
第6計算期間	(2016年 9月12日)	1,641	1,683	1.9279	1.9779
第7計算期間	(2017年 9月12日)	3,356	3,439	2.0109	2.0609
	2017年 4月末日	1,703		1.9838	
	5月末日	2,015		2.0605	
	6月末日	2,653		2.0353	
	7月末日	3,221		2.0748	
	8月末日	3,336		2.0265	
	9月末日	3,592		2.0863	
	10月末日	3,937		2.1013	
	11月末日	4,035		2.1316	
	12月末日	3,950		2.2200	
	2018年 1月末日	3,604		2.1359	
	2月末日	3,315		2.0185	
	3月末日	3,022		1.8544	
	4月末日	2,975		1.8308	

## ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

		純資産総額 (百万円)		純資産総額(百万円) 1口当たり純資産		資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間	(2010年 9月13日)	95	95	1.0003	1.0013	
第2計算期間	(2011年 9月12日)	46	46	1.0002	1.0012	
第3計算期間	(2012年 9月12日)	57	57	1.0002	1.0012	
第4計算期間	(2013年 9月12日)	203	203	1.0009	1.0009	
第5計算期間	(2014年 9月12日)	664	664	1.0006	1.0016	
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,832	1,832	1.0011	1.0011	
第7計算期間	(2016年 9月12日)	86	86	1.0012	1.0012	
第8計算期間	(2017年 9月12日)	59	59	1.0009	1.0009	
	2017年 4月末日	66		1.0009		
	5月末日	148		1.0009		
	6月末日	61		1.0009		
	7月末日	62		1.0009		
	8月末日	100		1.0009		
	9月末日	60		1.0009		
	10月末日	59		1.0009		
	11月末日	58		1.0009		
	12月末日	58		1.0008		
	2018年 1月末日	53		1.0008		

	2月末日	156	1.0008	
	3月末日	105	1.0008	
Ī	4月末日	97	1.0008	

### 分配の推移

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	0.0230円
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0200円
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0400円
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0350円
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0650円

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	0.0060円
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.0200円
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0200円
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0600円
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0700円
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0650円
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0390円
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0500円

### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	0.0000円
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.0030円
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0230円
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0300円
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0250円

第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0450円
--------	-------------------------	---------

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・アセアン・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年12月 7日~2010年 9月13日	0.0270円
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.0220円
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0250円
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0220円
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0200円
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0250円

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・豪州・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年12月 7日~2010年 9月13日	0.0000円
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0180円
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0150円
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0300円

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	0.0090円
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0090円
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0200円
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0050円
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0200円

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	0.0000円
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0090円
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0210円
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0300円
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0200円
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0300円

## ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・フィリピン・フォーカス )

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	0.0000円
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0260円
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0340円
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0550円
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0650円
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0500円
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0500円

## ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	0.0010円
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.0010円
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.0010円
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.0010円
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0000円
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0000円
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0000円

### 収益率の推移

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	14.2%
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	18.6%
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	9.5%

		第三日 日本
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	14.5%
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	58.9%
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	18.2%
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.7%
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	41.2%
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	3.9%

#### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	5.6%
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	4.1%
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	4.1%
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	28.0%
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	7.7%
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	2.0%
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	14.7%
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	18.2%
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	10.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	1.0%
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.4%
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	1.6%
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	43.6%
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	1.0%
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	3.5%
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	27.9%
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	3.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年12月 7日~2010年 9月13日	17.0%
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.2%
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	3.5%
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	25.8%
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	15.8%
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	1.1%
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	15.0%
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	10.0%

#### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・豪州・フォーカス)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年12月 7日~2010年 9月13日	2.2%
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	4.6%
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	3.2%
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	41.0%
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	16.4%
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	3.4%
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	29.3%
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	1.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	5.4%
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	4.8%
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	14.1%
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	23.7%
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	22.2%
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	17.4%
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	14.1%
第8期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	0.6%

#### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	8.1%
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	14.8%
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	37.9%
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	14.4%
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	12.2%
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	5.1%
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	29.8%
第8期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	15.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・フィリピン・フォーカス)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	6.2%
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	24.3%
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	47.2%
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	29.6%
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	8.0%
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	9.1%
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	6.9%
第8期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	2.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	0.1%
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	0.1%
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	0.1%
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	0.1%
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	0.1%
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	0.0%

第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	0.0%
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	0.0%
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	0.0%

#### (4)設定及び解約の実績

#### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	41,913,657,989	29,212,484,421	12,701,173,568
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	2,871,286,316	8,379,491,664	7,192,968,220
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	1,534,413,806	2,750,683,297	5,976,698,729
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	1,098,756,616	3,371,095,543	3,704,359,802
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	2,252,014,020	1,766,697,543	4,189,676,279
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	5,811,057,108	2,757,084,246	7,243,649,141
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	2,121,142,597	2,369,984,603	6,994,807,135
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	41,814,521,361	2,380,122,892	46,429,205,604
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	6,714,632,060	3,899,403,326	49,244,434,338

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

	i			
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	21,832,759,141	16,495,405,252	5,337,353,889
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	767,635,482	5,011,258,317	1,093,731,054
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	598,235,506	856,180,893	835,785,667
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	27,007,319	476,855,369	385,937,617
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	36,344,638	102,179,959	320,102,296
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	108,450,737	124,877,889	303,675,144
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	15,015,555	64,933,703	253,756,996
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	104,926,671	40,374,225	318,309,442
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	14,973,383	113,406,261	219,876,564

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・台湾・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	5,224,860,016	3,876,679,988	1,348,180,028

第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	64,789,991	1,178,842,398	234,127,621
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	105,199,357	161,468,069	177,858,909
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	30,805,072	98,128,467	110,535,514
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	64,620,223	57,220,398	117,935,339
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	561,540,173	590,813,370	88,662,142
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	33,531,909	43,730,702	78,463,349
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	9,895,631	35,087,850	53,271,130
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	5,279,499	2,174,429	56,376,200

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・アセアン・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年12月 7日~2010年 9月13日	7,613,406,561	4,937,035,741	2,676,370,820
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	1,936,029,184	3,321,252,523	1,291,147,481
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	596,090,217	614,573,739	1,272,663,959
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	3,547,598,370	2,127,898,558	2,692,363,771
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	316,019,976	1,309,729,772	1,698,653,975
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	370,257,682	672,324,884	1,396,586,773
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	103,138,191	430,095,447	1,069,629,517
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	205,795,333	368,514,201	906,910,649
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	523,394,002	456,619,898	973,684,753

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年12月 7日~2010年 9月13日	6,082,956,031	3,103,836,109	2,979,119,922
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	362,195,472	2,588,796,098	752,519,296
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	194,883,806	346,343,726	601,059,376
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	73,881,929	431,821,545	243,119,760
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	166,750,209	280,285,846	129,584,123
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	134,698,880	40,075,651	224,207,352
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	10,952,856	84,810,113	150,350,095
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	43,473,808	21,315,805	172,508,098
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	31,204,382	20,210,576	183,501,904

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・インドネシア・フォーカス )

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	5,088,482,814	2,079,584,688	3,008,898,126
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	8,730,581,912	4,840,282,115	6,899,197,923
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	2,512,441,242	6,608,697,638	2,802,941,527
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	1,117,450,429	1,678,049,247	2,242,342,709
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	1,273,773,890	1,346,083,061	2,170,033,538
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	1,414,971,456	605,530,653	2,979,474,341
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	3,300,542,142	2,118,730,174	4,161,286,309
第8期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	1,650,197,797	1,754,703,094	4,056,781,012

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	883,709,568	484,031,925	399,677,643
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	541,007,079	374,808,564	565,876,158
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	3,637,021,780	2,154,538,115	2,048,359,823
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	508,045,029	1,472,126,686	1,084,278,166
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	515,774,907	720,831,243	879,221,830
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	63,340,338	234,670,176	707,891,992
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	37,550,570	221,119,082	524,323,480
第8期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	394,420,944	101,299,139	817,445,285

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・フィリピン・フォーカス )

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日~2011年 9月12日	444,400,710	53,268,937	391,131,773
第2計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	308,957,677	344,574,527	355,514,923
第3計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	4,118,230,011	2,165,296,927	2,308,448,007
第4計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	1,242,050,772	2,126,329,233	1,424,169,546
第5計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	452,872,580	845,506,186	1,031,535,940
第6計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	278,216,644	458,468,161	851,284,423
第7計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	1,188,817,023	371,018,422	1,669,083,024
第8期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	544,789,106	576,321,305	1,637,550,825

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
------	------	------	--------

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第1計算期間	2009年 9月16日~2010年 9月13日	2,861,994,046	2,766,715,362	95,278,684
第2計算期間	2010年 9月14日~2011年 9月12日	339,758,658	388,776,454	46,260,888
第3計算期間	2011年 9月13日~2012年 9月12日	230,169,292	219,366,913	57,063,267
第4計算期間	2012年 9月13日~2013年 9月12日	956,621,533	810,608,784	203,076,016
第5計算期間	2013年 9月13日~2014年 9月12日	1,129,813,378	669,295,362	663,594,032
第6計算期間	2014年 9月13日~2015年 9月14日	2,193,521,798	1,026,171,942	1,830,943,888
第7計算期間	2015年 9月15日~2016年 9月12日	664,628,465	2,409,076,490	86,495,863
第8計算期間	2016年 9月13日~2017年 9月12日	190,094,251	216,953,378	59,636,736
第9期(中間期)	2017年 9月13日~2018年 3月12日	686,707,991	593,689,198	152,655,529

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### 参考情報

<更新後>



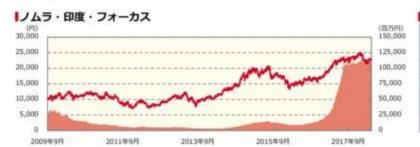
# **運用実績** (2018年4月27日現在)

## 基準価額・純資産の推移(日次:設定来)

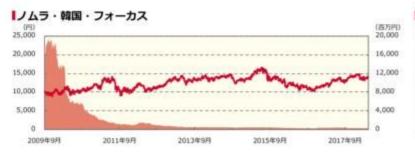
## - 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) - 純資産総額 (右軸)

## ➡ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)



ノムラ・印度・フォーカス		
2017年9月	650 円	
2016年9月	350 円	
2015年9月	400 円	
2014年9月	200 円	
2013年9月	0 円	
設定来累計	1,830 円	



ノムラ・韓国・	フォーカス
2017年9月	500 円
2016年9月	390 円
2015年9月	650 円
2014年9月	700 円
2013年9月	600 円
設定来累計	3,300 円



ノムラ・台湾・コ	ノムラ・台湾・フォーカス				
2017年9月	450 円				
2016年9月	250 円				
2015年9月	300 円				
2014年9月	300 円				
2013年9月	230 円				
設定来累計	1,560 円				

P() (00			8,00
000	 		6,400
000	 Agrand	~	4,80
000	 		3,20
100		The same of	1,600

ノムラ・アセアン	・・フォーカス
2017年9月	250 円
2016年9月	150 円
2015年9月	200 円
2014年9月	300 円
2013年9月	220 円
設定来累計	1,860 円

Iノムラ・豪州・フォーカス (PJ) 25,000 20,000 4,800 15,000 3,600 10,000 2,400 5,000 1,200 2009年12月 2011年12月 2013年12月 2015年12月 2017年12月

#### Iノムラ・豪州・フォーカス 2017年9月 300 円 2016年9月 150 円 2015年9月 150 円 2014年9月 円 300 2013年9月 180 円 設定来累計 1,080 円



2017年9月	200	円
2016年9月	150	円
2015年9月	50	円
2014年9月	200	円
2013年9月	90	F
設定来累計	780	円

ムラ・タイ・ (四)				(百万F 5,000
000				4,000
00	MAN	- Among	Warner Comment	3,000
000	man and			2,000
000				1,000
0				0
010年12月	2012年12月	2014年12月	2016年12月	

2017年9月	300 円
2016年9月	150 円
2015年9月	200 円
2014年9月	300 円
2013年9月	210 円
設定来累計	1,250 円

000	1	-		6,000
000				5,000
000	·····	miles N	Marin	4,000
000		MCZTANACT		3,000
000				2,000
			Market Comment	1,000

2017年9月	500 P
2016年9月	500 F
2015年9月	650 F
2014年9月	550 F
2013年9月	340 F
設定来累計	2,800 円

0		10000	2,50
0		Link	 2,00
0	 	made and	 1,50
0	 	T <sub>e</sub>	 1,00
0	 		 500

2017年9月	0	円
2016年9月	0	円
2015年9月	0	P
2014年9月	10	m
2013年9月	0	円
設定來累計	40	円

## ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

### 【ノムラ・印度・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	HDFC BANK LIMITED	銀行	12.1
2	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	5.5
3	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車	5.0
4	ICICI BANK LTD	銀行	4.4
5	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	4.3
6	HCL TECHNOLOGIES LTD	情報技術サービス	4.1
7	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	バーソナル用品	3.8
8	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部品	3.6
9	AVENUE SUPERMARTS LTD	食品・生活必需品小売り	3.1
10	BANDHAN BANK LTD	銀行	3.1

### ■ノムラ・韓国・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	20.1
2	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	4.0
3	POSCO	金属・鉱業	3.2
4	AMOREPACIFIC CORP	パーソナル用品	2.2
5	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	化学	2.2
6	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	2.0
7	SK HOLDINGS CO LTD	コングロマリット	2.0
8	PEARL ABYSS CORP	ソフトウェア	2.0
9	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	2.0
10	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	ライフサイエンス・ツール/サービス	2.0

### ■ノムラ・台湾・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	10.3
2	YAGEO CORPORATION	電子装置・機器・部品	6.4
3	CHINA STEEL CHEMICAL CORP	化学	6.1
4	KING SLIDE WORKS CO LTD	機械	5.9
5	ST SHINE OPTICAL CO LTD	ヘルスケア機器・用品	5.6
6	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	4.6
7	ASPEED TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	4.3
8	FORMOSA SUMCO TECHNOLOGY COR	半導体・半導体製造装置	4.0
9	FORMOSA PLASTIC	化学	4.0
10	POYA CO LTD	複合小売り	3.9

### **I**ノムラ・アセアン・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	DBS GROUP HLDGS	銀行	11.5
2	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	6.1
3	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	銀行	5.9
4	BANK CENTRAL ASIA	銀行	5.1
5	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	4.7
6	KEPPEL CORP.	コングロマリット	4.3
7	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	4.3
8	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産管理・開発	3.9
9	IHH HEALTHCARE BHD	ヘルスケア・プロバイダー/ ヘルスケア・サービス	3.5
10	UNITED TRACTORS TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	3.3

#### 実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域 (通過別)	投資比率(%)
1	シンガボール	26.0
2	タイ	25.8
3	マレーシア	16.6
4	インドネシア	16.5
5	ベトナム	7.2

### 【ノムラ・豪州・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	9.6
2	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	9.1
3	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	7.9
4	WESTPAC BANKING CORP	銀行	7.8
5	STOCKLAND TRUST GROUP	-	7.5
6	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	5.5
7	QBE INSURANCE	保険	5.3
8	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	銀行	4.4
9	BANK OF QUEENSLAND LTD	銀行	3.7
10	SYDNEY AIRPORT	運送インフラ	3.7

### **I**ノムラ・インドネシア・フォーカス

順位	88柄	業種	投資比率(%)
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	14.7
2	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	8.0
3	UNITED TRACTORS TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	7.7
4	BANK MANDIRI	銀行	6.6
5	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	6.6
6	HM SAMPOERNA TBK PT	タバコ	5.4
7	TELEKOMUNIKASI	各種電気通信サービス	4.7
8	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	4.4
9	MAYORA INDAH PT	食品	4.2
10	GUDANG GARAM TBK	タバコ	3.0

### **|** ノムラ・タイ・フォーカス

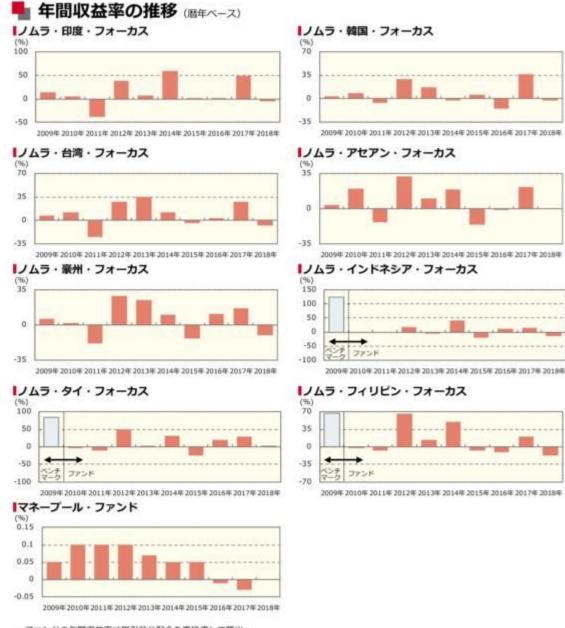
順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	17.2
2	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	14.5
3	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	10.7
4	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	10.2
5	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	化学	4.0
6	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	3.6
7	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	3.3
8	BANGKOK BANK(F)	銀行	2.8
9	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	銀行	2.2
10	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	2.0

### **I**ノムラ・フィリピン・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	14.4
2	BDO UNIBANK INC	銀行	12.5
3	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	10.2
4	AYALA CORPORATION	各種金融サービス	10.2
5	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	7.5
6	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レストラン・レジャー	4.9
7	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活必需品小売り	4.3
8	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	4.3
9	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	4.3
10	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	3.1

### マネープール・ファンド

順位	\$84円	種類	投資比率(%)
1	日本政策金融公庫社債 第54回財投機関債	特殊債券	8.9
2	関西電力	コマーシャルペーパー	6.0
3	三菱UFJニコス	コマーシャルペーパー	6.0
4	クレディセゾン	コマーシャルペーパー	6.0
5	農林債券 利付第756回い号	特殊債券	3.6
6	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第40回	特殊債券	3.0
7	大阪府 公募第315回	地方債証券	2.7
8	商工債券 利付第756回い号	特殊債券	2.4
9	関西電力 第469回	社債券	1.8
10	三井住友ファイナンス&リース 第7回社債間限定同順位特約付	社債券	1.8



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

<各ファンド(ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスを除く)、マネーブール・ ファンド> ・「マネーブール・ファンド」にベンチマークはありません。

- ・2009年は設定日から年末までのファンドの収益率。
- <ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカス> ・2009年はベンチマークの年間収益率。(出所: MSCI他) ・2010年は設定日から年末までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ベンチマークの情報はあくまで 参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームベージで開示している場合があ ります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

#### 第2【管理及び運営】

#### 3 資産管理等の概要

#### (3)信託期間

#### <訂正前>

平成31年9月12日までとします。

「ノムラ・印度・フォーカス」、「<u>ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「</u>マネープール・ファンド」: 平成21年9月16日設定

「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」: 平成21年12月7日設定

「 ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「 ノムラ・タイ・フォーカス」、「 ノムラ・フィリピン・フォーカス」: 平成22年12月6日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### <訂正後>

「ノムラ・印度・フォーカス」、「マネープール・ファンド」: 2009年9月16日設定

「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」: 2009年12月7日設定

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・

フォーカス」: 2010年12月6日設定

2024年9月12日までとします。

<u>「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」: 2009年9月1</u>6日設定 2019年9月12日までとします。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)計算期間

#### <訂正前>

原則として、毎年9月13日から翌年9月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成31年9月12日とします。

#### <訂正後>

原則として、毎年9月13日から翌年9月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、<u>信託期間の終了</u>日とします。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

#### 第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス) ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号) (以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・インドネシア・フォーカス ) ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・タイ・フォーカス ) ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・フィリピン・フォーカス )

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号) (以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

#### 中間財務諸表

ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

#### (1)中間貸借対照表

		(単位:円)
	第8期 (平成29年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,068,053,379	1,478,725,027
親投資信託受益証券	105,638,737,508	107,698,504,237
流動資産合計	109,706,790,887	109,177,229,264
資産合計	109,706,790,887	109,177,229,264
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,017,898,364	-
未払解約金	198,861,236	238,989,994
未払受託者報酬	18,354,470	29,207,593
未払委託者報酬	624,051,842	993,058,069
未払利息	6,436	2,725
その他未払費用	1,101,205	1,752,393
流動負債合計	3,860,273,553	1,263,010,774
負債合計	3,860,273,553	1,263,010,774

58,669,784,152

		第8期 (平成29年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
純資産の部		-	
元本等			
元本		46,429,205,604	49,244,434,338
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金(	)	59,417,311,730	58,669,784,152
(分配準備積立金)		9,824,179,677	9,063,004,870
元本等合計		105,846,517,334	107,914,218,490
純資産合計		105,846,517,334	107,914,218,490
負債純資産合計		109,706,790,887	109,177,229,264

### (2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,015,214,351	3,673,481,429
営業収益合計	3,015,214,351	3,673,481,429
三 三 三 三 三 三 三 三		
支払利息	32,775	214,096
受託者報酬	4,481,583	29,207,593
委託者報酬	152,373,631	993,058,069
その他費用	268,838	1,752,393
営業費用合計	157,156,827	1,024,232,151
営業利益又は営業損失( )	2,858,057,524	4,697,713,580
経常利益又は経常損失( )	2,858,057,524	4,697,713,580
中間純利益又は中間純損失( )	2,858,057,524	4,697,713,580
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	57,628,232	279,710,276
期首剰余金又は期首欠損金( )	4,622,682,772	59,417,311,730
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,632,384,209	9,199,823,298
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	5,632,384,209	9,199,823,298
剰余金減少額又は欠損金増加額	555,913,205	4,969,927,020
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加	555,913,205	4,969,927,020

### (3)中間注記表

分配金

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

中間剰余金又は中間欠損金()

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

12,499,583,068

## (中間貸借対照表に関する注記)

第8期			第9期中間計算期間	末	
平成29年 9月12日現在			平成30年 3月12日現	在	
1 .	1. 計算期間の末日における受益権の総数		1 .	中間計算期間の末日における受益	権の総数
		46,429,205,604□			49,244,434,338□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	の純資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位	立当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	2.2797円		1口当たり純資産額	2.1914円
	(10,000口当たり純資産額)	(22,797円)		(10,000口当たり純資産額)	(21,914円)

### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
自 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日
至 平成29年 3月12日	至 平成30年 3月12日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用
当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファン	当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファン
ドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は	ドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は
一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社	一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社
は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE	は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE
LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リ	LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リ
ミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。な	ミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。な
お、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。	お、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。
また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全	また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全
てのベビーファンドの合計額となっております。	てのベビーファンドの合計額となっております。
支払金額 32,443,018円	支払金額 207,015,328円
2.追加情報	
平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付	
き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融	
市場では利回り水準が低下しております。この影響に	
より、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担	
する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息とし	
て表示しております。	

### (金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

第8期	第9期中間計算期間末
平成29年 9月12日現在	平成30年 3月12日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は
<i>h</i> <sub>•</sub>	ありません。
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法

#### 親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### 親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

#### 1 元本の移動

	第8期		第	9期中間計算期間	
É	甲成28年 9月13日		自	平成29年 9月13日	
至	至 平成29年 9月12日		至	平成30年 3月12日	
期首元本額		6,994,807,135円	期首元本額		46,429,205,604円
期中追加設定元本額		41,814,521,361円	期中追加設定元本額		6,714,632,060円
期中一部解約元本額		2,380,122,892円	期中一部解約元本額		3,899,403,326円

#### 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

### (1)中間貸借対照表

		(単位:円)
	第8期 (平成29年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,436,390	3,208,204
親投資信託受益証券	396,674,232	304,716,149
未収入金	18,000,000	1,000,000
流動資産合計	419,110,622	308,924,353
資産合計	419,110,622	308,924,353
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,915,472	
未払解約金	-	38,640
未払受託者報酬	111,211	85,695
未払委託者報酬	3,558,685	2,742,316
未払利息	7	5
その他未払費用	6,608	5,081
流動負債合計	19,591,983	2,871,737
負債合計	19,591,983	2,871,737
純資産の部		
元本等		
元本	318,309,442	219,876,564
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	81,209,197	86,176,052

4,975,276

4,975,276

28,564,192

28,564,192

86,176,052

	第8期 (平成29年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
(分配準備積立金)	16,112,738	10,978,980
元本等合計	399,518,639	306,052,616
純資産合計	399,518,639	306,052,616
負債純資産合計	419,110,622	308,924,353

#### (2)中間損益及び剰余金計算書

有価証券売買等損益 営業収益合計

営業利益又は営業損失( ) 経常利益又は経常損失( ) 中間純利益又は中間純損失(

期首剰余金又は期首欠損金() 剰余金増加額又は欠損金減少額

剰余金減少額又は欠損金増加額

中間剰余金又は中間欠損金()

営業収益

営業費用 支払利息 受託者報酬 委託者報酬 その他費用 営業費用合計

	(単位:円)
第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
26,948,788	35,719,517
26,948,788	35,719,517
1,175	550
84,299	85,695
2,697,327	2,742,316
5,005	5,081
2,787,806	2,833,642
24,160,982	32,885,875
24,160,982	32,885,875
24,160,982	32,885,875
422,430	4,330,104
26,436,320	81,209,197

13,123,887

13,123,887

3,212,659

3,212,659

60,086,100

#### (3)中間注記表

分配金

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

)

一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )

中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少

中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加

1 军四次至办证师甘淮及75亚历六计	如仇次件行巫并订坐
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

				訂正有価証刻	<b>5届出書(内国投資信託</b>	受益証券)
第8期			第9期中間計算期間末	Ę		
	平成29年 9月12日現在			平成30年 3月12日現在	E	
1 .	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	中間計算期間の末日における受益権	の総数	
		318,309,442□			219,876,564□	
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位	当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1.2551円		1口当たり純資産額	1.3919円	
	(10,000口当たり純資産額)	(12,551円)		(10,000口当たり純資産額)	(13,919円)	

### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
自 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日
至 平成29年 3月12日	至 平成30年 3月12日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用
当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンド	当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンド
において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一	において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一
部を委託する為に要する費用	部を委託する為に要する費用
なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全	なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全
てのベビーファンドの合計額となっております。	てのベビーファンドの合計額となっております。
支払金額 708,516円	支払金額 711,206円
2.追加情報	
平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付	
き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融	
市場では利回り水準が低下しております。この影響に	
より、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担	
する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息とし	
て表示しております。	

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第8期	第9期中間計算期間末
平成29年 9月12日現在	平成30年 3月12日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は
h.	ありません。
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して
おります。	おります。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお
ります。	ります。

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

	第8期	第9期中間計算期間	
自	平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日	
至	平成29年 9月12日	至 平成30年 3月12日	
期首元本額	253,756,996円	期首元本額	318,309,442円
期中追加設定元本額	104,926,671円	期中追加設定元本額	14,973,383円
期中一部解約元本額	40,374,225円	期中一部解約元本額	113,406,261円

### 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・台湾・フォーカス)

## (1)中間貸借対照表

		(単位:円)
	第8期 (平成29年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,400,141	1,175,367
親投資信託受益証券	101,099,292	110,357,528
流動資産合計	104,499,433	111,532,895
資産合計	104,499,433	111,532,895
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,397,200	-
未払受託者報酬	24,252	28,909
未払委託者報酬	775,840	924,851
未払利息	5	2
その他未払費用	1,389	1,681
流動負債合計	3,198,686	955,443
負債合計	3,198,686	955,443
純資産の部		
元本等		
元本	53,271,130	56,376,200
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	48,029,617	54,201,252
(分配準備積立金)	14,125,383	13,581,500
元本等合計	101,300,747	110,577,452
純資産合計	101,300,747	110,577,452
負債純資産合計	104,499,433	111,532,895

### (2)中間損益及び剰余金計算書

	第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
有価証券売買等損益	15,638,756	4,032,495
営業収益合計	15,638,756	4,032,495
<b>営業費用</b>		
支払利息	130	92
受託者報酬	28,164	28,909
委託者報酬 委託者報酬	901,180	924,851
その他費用	1,627	1,681
営業費用合計	931,101	955,533
営業利益又は営業損失( )	14,707,655	3,076,962
経常利益又は経常損失()	14,707,655	3,076,962
中間純利益又は中間純損失()	14,707,655	3,076,962
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	3,803,545	203,949
期首剰余金又は期首欠損金()	40,943,942	48,029,617
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,466,157	5,246,235
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,466,157	5,246,235
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,303,782	1,947,613
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	17,303,782	1,947,613
分配金	<u>-</u>	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	36,010,427	54,201,252

## (3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

### (中間貸借対照表に関する注記)

第8期		第9期中間計算期間末			
平成29年 9月12日現在		平成30年 3月12日現在			
1. 計算期間の末日における受益権の総数		1 .	中間計算期間の末日における受益権の総数		
		53,271,130□			56,376,200□
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 .	中間計算期間の末日における1単位当	たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1.9016円		1口当たり純資産額	1.9614円
	(10,000口当たり純資産額)	(19,016円)		(10,000口当たり純資産額)	(19,614円)

#### 第8期中間計算期間

自 平成28年 9月13日

至 平成29年 3月12日

至 平成30年 3月12日 1. 運用の外部委託費用

#### 1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンド において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一 部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は 運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポー

ル・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っておりま す。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりませ

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 178,982円

#### 2.追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付 き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融 市場では利回り水準が低下しております。この影響に より、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担 する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息とし て表示しております。

当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンド において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一 部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は 運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポー ル・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っておりま す。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりませ

第9期中間計算期間

自 平成29年 9月13日

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 181,709円

### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

# 第8期

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ  $h_{\circ}$ 

平成29年 9月12日現在

2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

第9期中間計算期間末 平成30年 3月12日現在

1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額

中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。

2.時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

## (その他の注記)

1 元本の移動

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	第8期	第9期中間計算期間	
自	平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日	ı
至	平成29年 9月12日	至 平成30年 3月12日	ı
期首元本額	78,463,349円	期首元本額	53,271,130円
期中追加設定元本額	9,895,631円	期中追加設定元本額	5,279,499円
期中一部解約元本額	35,087,850円	期中一部解約元本額	2,174,429円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・アセアン・フォーカス )

## (1)中間貸借対照表

		(単位:円)
	第8期 (平成29年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,290,035	19,006,632
親投資信託受益証券	1,338,978,006	1,581,883,515
流動資産合計	1,382,268,041	1,600,890,147
資産合計	1,382,268,041	1,600,890,147
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,672,766	-
未払解約金	6,061,404	2,216,967
未払受託者報酬	361,165	412,420
未払委託者報酬	11,557,130	13,197,231
未払利息	68	35
その他未払費用	21,600	24,687
流動負債合計	40,674,133	15,851,340
負債合計	40,674,133	15,851,340
純資産の部		
元本等		
元本	906,910,649	973,684,753
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	434,683,259	611,354,054
(分配準備積立金)	61,831,362	39,261,211
元本等合計	1,341,593,908	1,585,038,807
純資産合計	1,341,593,908	1,585,038,807
負債純資産合計	1,382,268,041	1,600,890,147

## (2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	101,936,691	144,312,596
営業収益合計	101,936,691	144,312,596
営業費用		_

	第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
支払利息	2,837	3,004
受託者報酬	356,696	412,420
委託者報酬	11,414,385	13,197,231
その他費用	21,347	24,687
営業費用合計	11,795,265	13,637,342
営業利益又は営業損失( )	90,141,426	130,675,254
経常利益又は経常損失( )	90,141,426	130,675,254
中間純利益又は中間純損失( )	90,141,426	130,675,254
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	8,667,504	36,263,565
期首剰余金又は期首欠損金( )	329,307,943	434,683,259
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,326,221	308,365,040
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	8,326,221	308,365,040
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,202,598	226,105,934
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	59,202,598	226,105,934
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	359,905,488	611,354,054

## (3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

# (中間貸借対照表に関する注記)

第8期		第9期中間計算期間末			
平成29年 9月12日現在			平成30年 3月12日現在		
1 .	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	中間計算期間の末日における受益権	<b>を</b> の総数
		906,910,649□			973,684,753□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位	当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	1.4793円		1口当たり純資産額	1.6279円
	(10,000口当たり純資産額)	(14,793円)		(10,000口当たり純資産額)	(16,279円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第	第8期中間計算期間		
自	平成28年	9月13日	

至 平成29年 3月12日

第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日

至 平成30年 3月12日

#### 1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 2,275,312円

#### 2. 追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

#### 1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 2,594,143円

### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

## 第8期 平成29年 9月12日現在

### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

# 平成30年 3月12日現在

### 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額

中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

第9期中間計算期間末

2.時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

1 元本の移動

第8期	第9期中間計算期間
自 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日
至 平成29年 9月12日	至 平成30年 3月12日

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

期首元本額	1,069,629,517円期首元本額	906,910,649円
期中追加設定元本額	205,795,333円期中追加設定元本額	523,394,002円
期中一部解約元本額	368,514,201円期中一部解約元本額	456,619,898円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

# ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・豪州・フォーカス)

## (1)中間貸借対照表

		<u>(単位:円)</u>
	第8期 (平成29年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,744,015	2,920,253
親投資信託受益証券	264,892,004	277,062,293
流動資産合計	272,636,019	279,982,546
資産合計	272,636,019	279,982,546
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,175,242	-
未払解約金	11,708	9,999
未払受託者報酬	65,395	76,060
未払委託者報酬	1,961,895	2,281,652
未払利息	12	5
その他未払費用	3,865	4,501
流動負債合計	7,218,117	2,372,217
負債合計	7,218,117	2,372,217
純資産の部		
元本等		
元本	172,508,098	183,501,904
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	92,909,804	94,108,425
(分配準備積立金)	24,938,685	22,464,955
元本等合計	265,417,902	277,610,329
純資産合計	265,417,902	277,610,329
負債純資産合計	272,636,019	279,982,546

## (2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	48,105,102	3,867,197
営業収益合計	48,105,102	3,867,197
営業費用		
支払利息	226	373
受託者報酬	57,854	76,060
委託者報酬	1,735,506	2,281,652
その他費用	3,406	4,501

	第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
営業費用合計	1,796,992	2,362,586
営業利益又は営業損失( )	46,308,110	6,229,783
経常利益又は経常損失( )	46,308,110	6,229,783
中間純利益又は中間純損失( )	46,308,110	6,229,783
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	2,665,650	284,253
期首剰余金又は期首欠損金()	32,105,365	92,909,804
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,838,426	18,673,077
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	6,838,426	18,673,077
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,854,096	10,960,420
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,854,096	10,960,420
分配金	<u>-</u>	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	78,732,155	94,108,425

## (3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第8期			第9期中間計算期間	<b>*</b>	
平成29年 9月12日現在			平成30年 3月12日現	在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	中間計算期間の末日における受益を	権の総数
		172,508,098□			183,501,904□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの紅	拒資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位	立当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	1.5386円		1口当たり純資産額	1.5128円
	(10,000口当たり純資産額)	(15,386円)		(10,000口当たり純資産額)	(15,128円)

# (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
自 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日
至 平成29年 3月12日	至 平成30年 3月12日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE

LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 348,792円

2.追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

第8期

当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりませ

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

第9期中間計算期間末

支払金額 449,919円

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年 9月12日現在	平成30年 3月12日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は
$h_{\circ}$	ありません。
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して
おります。	おります。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお

ります。

### (その他の注記)

1 元本の移動

ります。

	第8期	第9期中間計算期間	
É	1 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日	
至	至 平成29年 9月12日	至 平成30年 3月12日	
期首元本額	150,350,095円	期首元本額	172,508,098円
期中追加設定元本額	43,473,808円	期中追加設定元本額	31,204,382円
期中一部解約元本額	21,315,805円	期中一部解約元本額	20,210,576円

### 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

## (1)中間貸借対照表

		(単位:円 <u>)</u>
	第7期 (平成29年 9月12日現在)	第8期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	191,245,002	87,544,140
親投資信託受益証券	5,759,704,945	5,580,883,792
流動資産合計	5,950,949,947	5,668,427,932
資産合計	5,950,949,947	5,668,427,932
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	83,225,726	-
未払解約金	49,922,681	24,463,199
未払受託者報酬	1,416,078	1,570,519
未払委託者報酬	45,314,665	50,256,589
未払利息	302	161
その他未払費用	84,902	94,171
流動負債合計	179,964,354	76,384,639
負債合計	179,964,354	76,384,639
純資産の部		
元本等		
元本	4,161,286,309	4,056,781,012
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,609,699,284	1,535,262,281
(分配準備積立金)	310,396,761	207,899,305
元本等合計	5,770,985,593	5,592,043,293
純資産合計	5,770,985,593	5,592,043,293
負債純資産合計	5,950,949,947	5,668,427,932

## (2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	第7期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第8期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	422,035,002	24,716,925
営業収益合計	422,035,002	24,716,925
三 営業費用		
支払利息	12,364	20,355
受託者報酬	1,312,116	1,570,519
委託者報酬	41,987,682	50,256,589
その他費用	78,671	94,171
営業費用合計	43,390,833	51,941,634
営業利益又は営業損失( )	378,644,169	27,224,709
経常利益又は経常損失( )	378,644,169	27,224,709
中間純利益又は中間純損失( )	378,644,169	27,224,709
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	49,670,063	77,358,992

	第7期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第8期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
期首剰余金又は期首欠損金()	694,518,705	1,609,699,284
剰余金増加額又は欠損金減少額	477,644,755	711,125,739
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	477,644,755	711,125,739
剰余金減少額又は欠損金増加額	219,597,476	680,979,041
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	219,597,476	680,979,041
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	1,281,540,090	1,535,262,281

## (3)中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

# (中間貸借対照表に関する注記)

第7期			第8期中間計算期間	<b></b>	
平成29年 9月12日現在			平成30年 3月12日	現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	中間計算期間の末日における受益	益権の総数
		4,161,286,309□			4,056,781,012□
2 .	計算期間の末日における1単位当たり $\emph{o}$	D純資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単	位当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	1.3868円		1口当たり純資産額	1.3784円
	(10,000口当たり純資産額)	(13,868円)		(10,000口当たり純資産額)	(13,784円)

# (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間	第8期中間計算期間
自 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日
至 平成29年 3月12日	至 平成30年 3月12日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT

SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 8,398,151円

#### 2.追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT

SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 9,867,220円

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期	
平成29年 9月12日現在	Ξ

### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

第8期中間計算期間末 平成30年 3月12日現在

|1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額

中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

1 元本の移動

\$\$\frac{4}{2} = \frac{4}{2} =		<b>~</b> 0世中田⇒1~年日日	
第7期		第8期中間計算期間	
自 平成28年 9月13日		自 平成29年 9月13日	
至 平成29年 9月12日		至 平成30年 3月12日	
期首元本額	2,979,474,341円	期首元本額	4,161,286,309円
期中追加設定元本額	3,300,542,142円	期中追加設定元本額	1,650,197,797円
期中一部解約元本額	2,118,730,174円	期中一部解約元本額	1,754,703,094円

#### 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

# ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・タイ・フォーカス )

## (1)中間貸借対照表

		<u>(単位:円)</u>
	第7期 (平成29年 9月12日現在)	第8期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,418,219	16,085,382
親投資信託受益証券	864,493,987	1,559,590,159
未収入金	<u> </u>	19,198,802
流動資産合計	889,912,206	1,594,874,343
資産合計	889,912,206	1,594,874,343
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,729,704	-
未払解約金	51,178	21,068,302
未払受託者報酬	239,715	335,382
未払委託者報酬	7,670,745	10,732,149
未払利息	40	29
その他未払費用	14,325	20,063
流動負債合計	23,705,707	32,155,925
負債合計	23,705,707	32,155,925
純資産の部		
元本等		
元本	524,323,480	817,445,285
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	341,883,019	745,273,133
(分配準備積立金)	71,656,453	62,533,225
元本等合計	866,206,499	1,562,718,418
純資産合計	866,206,499	1,562,718,418
負債純資産合計	889,912,206	1,594,874,343

## (2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	第7期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第8期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
有価証券売買等損益	149,029,216	163,637,168
営業収益合計	149,029,216	163,637,168
営業費用		
支払利息	1,772	2,209
受託者報酬	246,518	335,382
委託者報酬	7,888,566	10,732,149
その他費用	14,733	20,063
営業費用合計	8,151,589	11,089,803
営業利益又は営業損失()	140,877,627	152,547,365
経常利益又は経常損失()	140,877,627	152,547,365
中間純利益又は中間純損失( )	140,877,627	152,547,365

	第7期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第8期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	11,479,961	16,309,549
期首剰余金又は期首欠損金()	209,694,212	341,883,019
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,199,290	339,119,171
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	5,199,290	339,119,171
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,322,567	71,966,873
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	34,322,567	71,966,873
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	309,968,601	745,273,133

## (3)中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

# (中間貸借対照表に関する注記)

第7期		第8期中間計算期間末			
平成29年 9月12日現在		平成30年 3月12日現在			
1. 計算期間の末日における受益権の総数		1.	中間計算期間の末日における受益権	の総数	
		524,323,480□			817,445,285□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位当	áたりの純資産の額
	1口当たり純資産額	1.6520円		1口当たり純資産額	1.9117円
	(10,000口当たり純資産額)	(16,520円)		(10,000口当たり純資産額)	(19,117円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間	第8期中間計算期間	
自 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日	
至 平成29年 3月12日	至 平成30年 3月12日	
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用	

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE

LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 1,574,507円

2.追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

第7期

当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりませ

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

第8期中間計算期間末

支払金額 2,113,995円

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

>10.743	212-270   1-211-2-1-2		
平成29年 9月12日現在	平成30年 3月12日現在		
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額		
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評		
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は		
h.	ありません。		
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法		
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券		
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して		
おります。	おります。		
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務		
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時		
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお		
ります。	ります。		

### (その他の注記)

1 元本の移動

ĝ	97期	第8期中間計算期間	<b>1</b>
自 平成2	8年 9月13日	自 平成29年 9月13	日
至 平成2	9年 9月12日	至 平成30年 3月12	日
期首元本額	707,891,992円	期首元本額	524,323,480円
期中追加設定元本額	37,550,570円	期中追加設定元本額	394,420,944円
期中一部解約元本額	221,119,082円	  期中一部解約元本額	101,299,139円

### 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

# ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・フィリピン・フォーカス )

## (1)中間貸借対照表

		(単位:円)
	第7期 (平成29年 9月12日現在)	第8期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,236,472	41,134,270
親投資信託受益証券	3,350,230,080	3,208,618,993
流動資産合計	3,461,466,552	3,249,753,263
資産合計	3,461,466,552	3,249,753,263
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	83,454,151	-
未払解約金	107,339	1,743,279
未払受託者報酬	650,061	995,274
未払委託者報酬	20,801,981	31,848,625
未払利息	175	75
その他未払費用	38,939	59,658
流動負債合計	105,052,646	34,646,911
負債合計	105,052,646	34,646,911
純資産の部		
元本等		
元本	1,669,083,024	1,637,550,825
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,687,330,882	1,577,555,527
(分配準備積立金)	8,816,005	6,593,404
元本等合計	3,356,413,906	3,215,106,352
純資産合計	3,356,413,906	3,215,106,352
負債純資産合計	3,461,466,552	3,249,753,263

## (2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円 <u>)</u>
	第7期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第8期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	49,757,044	34,051,037
営業収益合計	49,757,044	34,051,037
三 営業費用		
支払利息	3,659	9,401
受託者報酬	442,439	995,274
委託者報酬	14,157,885	31,848,625
その他費用	26,486	59,658
営業費用合計	14,630,469	32,912,958
営業利益又は営業損失( )	35,126,575	66,963,995
経常利益又は経常損失()	35,126,575	66,963,995
中間純利益又は中間純損失()	35,126,575	66,963,995
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	2,983,693	60,462,910

	第7期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第8期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
	789,872,429	1,687,330,882
剰余金増加額又は欠損金減少額	124,814,788	610,334,260
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	124,814,788	610,334,260
剰余金減少額又は欠損金増加額	116,235,129	592,682,710
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	116,235,129	592,682,710
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	836,562,356	1,577,555,527

## (3)中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

# (中間貸借対照表に関する注記)

	第7期			第8期中間計算期間	<b>引末</b>
	平成29年 9月12日現在			平成30年 3月12日至	現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	中間計算期間の末日における受益	<b>益権の総数</b>
		1,669,083,024口			1,637,550,825□
2 .	計算期間の末日における1単位当たり $\sigma$	)純資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単	位当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	2.0109円		1口当たり純資産額	1.9634円
	(10,000口当たり純資産額)	(20,109円)		(10,000口当たり純資産額)	(19,634円)

# (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間	第8期中間計算期間
自 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日
至 平成29年 3月12日	至 平成30年 3月12日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT

SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 2,827,745円

#### 2.追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT

SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 6,253,385円

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期
平成29年 9月12日現在

#### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 第8期中間計算期間末 平成30年 3月12日現在

#### 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額

中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

1 元本の移動

第7期		第8期中間計算期	
自 平成28年 9月	]13日	自 平成29年 9月	13日
至 平成29年 9月	]12日	至 平成30年 3月	12日
期首元本額	851,284,423円	期首元本額	1,669,083,024円
期中追加設定元本額	1,188,817,023円	期中追加設定元本額	544,789,106円
期中一部解約元本額	371,018,422円	期中一部解約元本額	576,321,305円

該当事項はありません。

# ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

## (1)中間貸借対照表

		(単位:円)
	第8期 (平成29年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,957,750	474,209
親投資信託受益証券	59,565,582	152,460,297
流動資産合計	100,523,332	152,934,506
資産合計	100,523,332	152,934,506
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40,831,599	159,678
未払受託者報酬	26	39
未払委託者報酬	441	408
未払利息	64	<u>-</u>
流動負債合計	40,832,130	160,125
負債合計	40,832,130	160,125
純資産の部		
元本等		
元本	59,636,736	152,655,529
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	54,466	118,852
(分配準備積立金)	339,384	5,739
元本等合計	59,691,202	152,774,381
純資産合計	59,691,202	152,774,381
負債純資産合計	100,523,332	152,934,506

## (2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	13,934	5,285
営業収益合計	13,934	5,285
営業費用		
支払利息	319	4,231
受託者報酬	12	39
委託者報酬	275	408
営業費用合計	606	4,678
営業利益又は営業損失()	14,540	9,963
経常利益又は経常損失()	14,540	9,963
中間純利益又は中間純損失( )	14,540	9,963
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	5,748	3,083
期首剰余金又は期首欠損金( )	106,205	54,466
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,540	602,244

	第8期中間計算期間 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日	第9期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	16,540	602,244
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,712	530,978
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	56,712	530,978
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	57,241	118,852

## (3)中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成29年 9月13日から平成30年 3月12日までとなっ
	ております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

	第8期			第9期中間計算期間	末
	平成29年 9月12日現在			平成30年 3月12日現	往在
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	中間計算期間の末日における受益	権の総数
		59,636,736□			152,655,529□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位	位当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	1.0009円		1口当たり純資産額	1.0008円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,009円)		(10,000口当たり純資産額)	(10,008円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
自 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日
至 平成29年 3月12日	至 平成30年 3月12日
1.追加情報	該当事項はありません。
平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	

## (金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

第8期	第9期中間計算期間末
平成29年 9月12日現在	平成30年 3月12日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は
<i>h</i> .	ありません。
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して
おります。	おります。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお
ります。	ります。

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

	第8期	第9期中間計算期間	
É	1 平成28年 9月13日	自 平成29年 9月13日	
至	至 平成29年 9月12日	至 平成30年 3月12日	
期首元本額	86,495,863円	期首元本額	59,636,736円
期中追加設定元本額	190,094,251円	期中追加設定元本額	686,707,991円
期中一部解約元本額	216,953,378円	期中一部解約元本額	593,689,198円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (参考)

- 「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)」は「野村インド株マザーファンド」、
- 「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)」は「野村韓国株マザーファンド」、
- 「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)」は「野村台湾株マザーファンド」、
- 「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)」は「野村アセアン株マザーファンド」、
- 「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)」は「野村豪州株マザーファンド」、
- 「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)」は「野村インドネシア株マザーファンド」、
- 「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)」は「野村タイ株マザーファンド」、
- 「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)」は「野村フィリピン株マザーファンド」、
- 「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
- なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

# 野村インド株マザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円 <u>)</u>
	(平成30年 3月12日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	5,400,013,521
コール・ローン	3,073,933,064
株式	100,960,794,660
未収入金	457,917,233
前払金	31,937,103
流動資産合計	109,924,595,581
資産合計	109,924,595,581
負債の部	
流動負債	
未払金	355,878,100
未払利息	5,665
流動負債合計	355,883,765
負債合計	355,883,765
純資産の部	
元本等	
元本	34,499,223,275
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	75,069,488,541
元本等合計	109,568,711,816
純資産合計	109,568,711,816
負債純資産合計	109,924,595,581

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

### (貸借対照表に関する注記)

	平成30年 3月12日現在	
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	3.1760円
	(10,000円当たり純資産額)	(31.760円)

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

#### 平成30年 3月12日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

#### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成30年 3月12日現在	
期首	平成29年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	32,261,028,404円
同期中における追加設定元本額	4,173,225,028円
同期中における一部解約元本額	1,935,030,157円
期末元本額	34,499,223,275円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)	33,910,108,387円
野村インド株オープン投信(適格機関投資家専用)	589,114,888円

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村韓国株マザーファンド

### 貸借対照表

	(単位:円)
	(平成30年 3月12日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	7,369,980
コール・ローン	2,008,642
株式	293,191,037

		(平成30年 3月12日現在)
		3,143,242
流動資産合計		305,712,901
資産合計		305,712,901
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,000,000
未払利息		3
流動負債合計		1,000,003
負債合計		1,000,003
純資産の部		
元本等		
元本		145,671,742
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(	)	159,041,156
元本等合計		304,712,898
純資産合計		304,712,898
負債純資産合計		305,712,901

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

## (貸借対照表に関する注記)

	平成30年 3月12日現在	
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	2.0918円
	(10,000口当たり純資産額)	(20,918円)

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

### 平成30年 3月12日現在

### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2. 時価の算定方法

#### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成30年 3月12日現在	
期首	平成29年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	212,250,111円
同期中における追加設定元本額	8,959,567円
同期中における一部解約元本額	75,537,936円
期末元本額	145,671,742円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)	145,671,742円

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村台湾株マザーファンド

## 貸借対照表

	<u>(単位:円)</u>
	(平成30年 3月12日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	1,108,538
コール・ローン	2,709,269
株式	106,538,188
流動資産合計	110,355,995
資産合計	110,355,995
負債の部	
流動負債	
未払利息	4
流動負債合計	4
負債合計	4
純資産の部	
元本等	
元本	43,737,131
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	66,618,860
元本等合計	110,355,991

	(平成30年 3月12日現在)
純資産合計	110,355,991
負債純資産合計	110,355,995

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

### (貸借対照表に関する注記)

	平成30年 3月12日現在		
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額 2.5232		
	(10,000口当たり純資産額) (25,2)		

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

### 平成30年 3月12日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記) 元本の移動及び期末元本額の内訳

平成30年 3月12日現在	
期首	平成29年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	41,735,177円
同期中における追加設定元本額	3,796,266円
同期中における一部解約元本額	1,794,312円
期末元本額	43,737,131円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)	43,737,131円

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 野村アセアン株マザーファンド

### 貸借対照表

(単位:円) (平成30年 3月12日現在) 資産の部 流動資産 16,069,710 預金 コール・ローン 19,699,626 株式 1,553,028,837 派生商品評価勘定 3,985 14,518,223 未収入金 未収配当金 2,176,814 流動資産合計 1,605,497,195 資産合計 1,605,497,195 負債の部 流動負債 未払金 23,645,562 未払利息 36 23,645,598 流動負債合計 負債合計 23,645,598 純資産の部 元本等 元本 721,760,969 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金() 860,090,628 元本等合計 1,581,851,597 純資産合計 1,581,851,597 負債純資産合計 1,605,497,195

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1	運田資産	の評価基	港乃75評	価方法	株式
	.   半   1	シューニ	午及い計	1曲ノルム	INV TIV

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日 に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。

為替予約取引

計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。

2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 算基準

3.費用・収益の計上基準

受取配当金

受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を 計上しております。

有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

為替差損益

約定日基準で計上しております。

足説明

4.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

(貸借対照表に関する注記)

#### 平成30年 3月12日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 2.1917円

(10,000口当たり純資産額)

(21,917円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

### 平成30年 3月12日現在

- 1.貸借対照表計上額、時価及び差額
  - 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ  $h_{\circ}$
- 2.時価の算定方法

#### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 派生商品評価勘定

#### 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の 仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物 相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成30年 3月12日現在	
期首	平成29年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	678,341,358円
同期中における追加設定元本額	377,893,753円
同期中における一部解約元本額	334,474,142円
期末元本額	721,760,969円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)	721,760,969円

<sup>\*</sup> は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 野村豪州株マザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円)
	(平成30年 3月12日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	5,435,574
コール・ローン	1,531,921
株式	244,935,634
投資証券	25,442,350
未収配当金	2,338,559
流動資産合計	279,684,038
資産合計	279,684,038
負債の部	
流動負債	
未払金	2,616,864
未払利息	2

	(平成30年 3月12日現在)
	2,616,866
負債合計	2,616,866
純資産の部	
元本等	
元本	149,650,153
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	127,417,019
元本等合計	277,067,172
純資産合計	277,067,172
負債純資産合計	279,684,038

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	投資証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日 に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	配当株式
	配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の
	配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

## (貸借対照表に関する注記)

	平成30年 3月12日現在		
1 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額 1.8514F		
	(10,000口当たり純資産額) (18,51		

## (金融商品に関する注記)

### 平成30年 3月12日現在

#### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2. 時価の算定方法

### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成30年 3月12日現在	
期首	平成29年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	141,949,523円
同期中における追加設定元本額	24,962,263円
同期中における一部解約元本額	17,261,633円
期末元本額	149,650,153円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・豪州・フォーカス )	149,650,153円

<sup>\*</sup> は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村インドネシア株マザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円)
	(平成30年 3月12日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	100,589,261
コール・ローン	15,873,217
株式	5,500,799,466
未収入金	18,605,868
流動資産合計	5,635,867,812
資産合計	5,635,867,812
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	170,800
未払金	54,847,990
未払利息	29
流動負債合計	55,018,819

	(平成30年 3月12日現在)
負債合計	55,018,819
純資産の部	
元本等	
元本	3,385,020,800
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,195,828,193
元本等合計	5,580,848,993
純資産合計	5,580,848,993
負債純資産合計	5,635,867,812

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	1
1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	為替予約取引
	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

## (貸借対照表に関する注記)

	平成30年 3月12日現在	
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1.6487円
	(10,000口当たり純資産額)	(16,487円)

# (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年	3月12日現在
-------	---------

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2. 時価の算定方法

#### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 派生商品評価勘定

#### 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成30年 3月12日現在	
期首	平成29年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,505,815,902円
同期中における追加設定元本額	984,750,366円
同期中における一部解約元本額	1,105,545,468円
期末元本額	3,385,020,800円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・インドネシア・フォーカス )	3,385,020,800円

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 野村タイ株マザーファンド

### 貸借対照表

	(単位:円 <u>)</u>
	(平成30年 3月12日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,429,758
株式	1,547,402,959
新株予約権証券	314,470
未収配当金	8,613,054
流動資産合計	1,578,760,241
資産合計	1,578,760,241
負債の部	

	(平成30年 3月12日現在)
未払解約金	19,198,802
未払利息	41
流動負債合計	19,198,843
負債合計	19,198,843
純資産の部	
元本等	
元本	657,333,794
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	902,227,604
元本等合計	1,559,561,398
純資産合計	1,559,561,398
負債純資産合計	1,578,760,241

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1	_
1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	新株予約権証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

## (貸借対照表に関する注記)

	平成30年 3月12日現在	
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	2.3726円
	(10,000口当たり純資産額)	(23,726円)

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

### 平成30年 3月12日現在

### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

#### 2. 時価の算定方法

#### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成30年 3月12日現在	
期首	平成29年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	426,889,530円
同期中における追加設定元本額	297,152,641円
同期中における一部解約元本額	66,708,377円
期末元本額	657,333,794円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)	657,333,794円

<sup>\*</sup> は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 野村フィリピン株マザーファンド

### 貸借対照表

(単位:円) (平成30年 3月12日現在) 資産の部 流動資産 預金 19,735,342 コール・ローン 10,036,738 株式 3,142,068,205 未収入金 32,897,220 未収配当金 3,876,893 流動資産合計 3,208,614,398 3,208,614,398 資産合計 負債の部 流動負債 未払利息 18 流動負債合計 18 負債合計 18 純資産の部 元本等

	(平成30年 3月12日現在)
元本	1,232,283,199
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	1,976,331,181
元本等合計	3,208,614,380
純資産合計	3,208,614,380
負債純資産合計	3,208,614,398

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

## (貸借対照表に関する注記)

	平成30年 3月12日現在	
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	2.6038円
	(10,000口当たり純資産額)	(26,038円)

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

## 平成30年 3月12日現在

## 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 . 時価の算定方法

### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成30年 3月12日現在	
期首	平成29年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,266,292,505円
同期中における追加設定元本額	330,275,375円
同期中における一部解約元本額	364,284,681円
期末元本額	1,232,283,199円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・フィリピン・フォーカス )	1,232,283,199円

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村マネー マザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円)
	(平成30年 3月12日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,528,770,048
地方債証券	1,740,452,209
特殊債券	5,713,070,857
社債券	2,818,445,175
コマーシャル・ペーパー	5,900,001,869
未収利息	15,437,689
前払費用	12,040,410
流動資産合計	18,728,218,257
資産合計	18,728,218,257
負債の部	
流動負債	
未払金	1,000,000,000
未払解約金	699,931
未払利息	4,660
流動負債合計	1,000,704,591
負債合計	1,000,704,591
純資産の部	
元本等	
元本	17,367,213,138
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	360,300,528
元本等合計	17,727,513,666
純資産合計	17,727,513,666
負債純資産合計	18,728,218,257

#### 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 地方債証券、特殊債券、社債券

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

コマーシャル・ペーパー

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

2.費用・収益の計上基準

有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

足説明

3.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

(貸借対照表に関する注記)

#### 平成30年 3月12日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 1.0207円

(10,000口当たり純資産額)

(10,207円)

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

#### 平成30年 3月12日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。

2. 時価の算定方法

地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コマーシャル・ペーパー

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

### 平成30年 3月12日現在

期首 平成29年 9月13日

	司止有侧趾分曲山青(内国投真信式
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,849,126,609円
同期中における追加設定元本額	3,140,935,744円
同期中における一部解約元本額	2,622,849,215円
期末元本額	17,367,213,138円
期末元本額の内訳 *	
バンクローンファンド(為替ヘッジあり)2015-06	146,986,772円
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	28,461,887円
野村新中国株投資 マネープール・ファンド	52,472,250円
野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年2回決算型	210,847,076円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	8,634,935円
野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド	3,552,608円
野村・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	1,019,915円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	5,498,544円
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	16,057,053円
ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)	149,368,372円
野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	11,664,817円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	1,230,043円
野村グローバルCB投信(マネープールファンド)年2回決算型	3,825,960円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	2,040,095円
ネクストコア	19,922,154円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
  欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609円
野村米国八イ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村米国八イ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261円
野村米国八イ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村米国八イ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村米国八イ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826円
野村米国八イ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	98,260円
野村米国八イ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,261円
野村日本プランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609円
野村日本プランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本プランド株投資(マフランルロテルコース)毎月分配型   野村日本プランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村日本プランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607円
野村日本プランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608円
野村日本プランド株投資(デルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本プランド株投資(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
	98,260円
野村日本プランド株投資(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	90,200円

1	訂正有価証券届出書(内国投資信託:
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年 2 回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 ( ブラジルレアルコース ) 年 2 回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
  野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
  野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,607円
  野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
 野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
  野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型	982,607円
  野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	982,608円
  野村新エマージング債券投信(円コース)年 2 回決算型	982,608円
  野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年 2 回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年 2 回決算型	98,260円
 野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)年 2 回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	9,826円
  野村新エマージング債券投信(中国元コース)年 2 回決算型	982,608円
 野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年 2 回決算型	98,261円
  野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	984,834円
 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,834円
  野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年 2 回決算型	984,834円
  野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年 2 回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)	49,354,623円
野村アジアCB投信(毎月分配型)	982,608円
野村グローバルCB投信(円コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信(円コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA向け)	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(プラジルレアルコース)毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
	33,23113

·	司止有侧趾分庙山青(内国投真后武文
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)年 2 回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルレアルコース)年 2 回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)年 2 回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)年 2 回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資(円コース)毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	983,768円
- 野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	983,768円
 野村米国ブランド株投資(円コース)年 2 回決算型	983,768円
 野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)年 2 回決算型	983,768円
 野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)年 2 回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)毎月分配型	983,672円
   ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)毎月分配型	983,672円
   ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)年2回決算型	983,672円
   ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)年 2 回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)年 2 回決算型	983,672円
  野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
  野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村高金利国際機関債投信(年2回決算型)	1,967円
 野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	98,262円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	98,261円
  野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	983,091円
  野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	983,091円
 野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年 2 回決算型	983,091円
 野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	983,091円
  野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,898円
  野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
 野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
  野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年 2 回決算型	982,898円
  野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年 2 回決算型	491,401円
 野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,608円
 野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608円

	訂正有価証券届出書(内国投資信託
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)年 2 回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451円
ー 野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	1,963円
ー 野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	981,451円
 野村通貨選択日本株投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	981,451円
 野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	123,377円
 野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	58,906円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	80,956円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	52,622円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年 2 回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	98,146円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年 2 回決算型	82,780円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	294,436円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年 2 回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
	2,952,997円
米国変動好金利ファンド Bコース	981,066円
野村日本プランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円
野村日本プランド株投資(メキシコペソコース)毎月分配型	9,809円
野村日本プランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,809円
野村日本プランド株投資(メキシコペソコース)年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,808円
野村米国プランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
とうして ロングスス (アールコーハ ) サコカ 印土	3,007

	訂正有価証券届出書(内国投資信託等
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年 2 回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年 2 回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円
型型 関連	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA・EW向け)	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド (野村SMA・EW向け)	9,801円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912円
グローバル・ストック A コース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
  野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
  野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向	2 -2 1
lt)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向	0.704
(ナ)	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド B コース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Сコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
第1回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第2回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第3回 野村短期公社債ファンド	98,261円

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	訂止有価証券届出書(内国投資信託:
第4回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第5回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第6回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第7回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	98,260円
第10回 野村短期公社債ファンド	98,260円
第11回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第12回 野村短期公社債ファンド	982,607円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30(非課税適格機関投資家専用)	5,423,785,404円
野村日経225 ショート・ファンド(適格機関投資家専用)	120,493,731円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50(適格機関投資家転売制限付)	3,324,627,145円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Zプライス(適格機関投資家専用)	2,070,347,002円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Dプライス(適格機関投資家専用)	3,161,244,481円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Fプライス(適格機関投資家専用)	1,426,332,289円
日本株インカムプラス (公社債運用移行型)1305(適格機関投資家転売制限付)	752,748,356円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプルトン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプルトン・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	7,492,405円
<u> </u>	7,492,405

<sup>\*</sup> は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

# 2ファンドの現況

# 純資産額計算書

# ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・印度・フォーカス)

# 2018年4月27日現在

資産総額	116,251,491,953円
負債総額	769,490,726円
純資産総額( - )	115,482,001,227円
発行済口数	50,048,504,823□
1口当たり純資産額( / )	2.3074円

# ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・韓国・フォーカス)

資産総額	310,710,060円
負債総額	3,784,647円
純資産総額( - )	306,925,413円
発行済口数	217,985,576□

1 口当たり純資産額( / )   1.4080円	1口当たり純資産額(	/ )	1.4080円
---------------------------	------------	-----	---------

# ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

#### 2018年4月27日現在

資産総額	102,989,193円
負債総額	240,040円
純資産総額( - )	102,749,153円
発行済口数	54,281,854□
1口当たり純資産額( / )	1.8929円

# ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・アセアン・フォーカス)

#### 2018年4月27日現在

資産総額	1,609,571,787円
負債総額	25,652,201円
純資産総額( - )	1,583,919,586円
発行済口数	975,770,851□
1口当たり純資産額( / )	1.6232円

# ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

# 2018年4月27日現在

資産総額	259,808,593円
負債総額	557,097円
純資産総額( - )	259,251,496円
発行済口数	177,323,813□
1口当たり純資産額( / )	1.4620円

# ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・インドネシア・フォーカス)

#### 2018年4月27日現在

資産総額	5,063,526,258円
負債総額	73,375,274円
純資産総額( - )	4,990,150,984円
発行済口数	3,905,967,744□
1口当たり純資産額( / )	1.2776円

# ノムラ・アジア・シリーズ (ノムラ・タイ・フォーカス)

# 2018年4月27日現在

資産総額	1,765,522,661円
負債総額	25,941,636円
純資産総額( - )	1,739,581,025円
発行済口数	891,960,426□
1口当たり純資産額( / )	1.9503円

# ノムラ・アジア・シリーズ ( ノムラ・フィリピン・フォーカス )

#### 2018年4月27日現在

資産総額	3,030,239,072円
負債総額	54,319,743円
純資産総額( - )	2,975,919,329円
発行済口数	1,625,460,189□
1口当たり純資産額( / )	1.8308円

# ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)

#### 2018年4月27日現在

資産総額	97,337,212円
負債総額	50,801円
純資産総額( - )	97,286,411円
発行済口数	97,212,712□
1口当たり純資産額( / )	1.0008円

# (参考)野村インド株マザーファンド

#### 2018年4月27日現在

資産総額	117,221,652,949円
負債総額	4,597円
純資産総額( - )	117,221,648,352円
発行済口数	34,971,017,665□
1口当たり純資産額( / )	3.3520円

# (参考)野村韓国株マザーファンド

資産総額 308,906,813円	
-------------------	--

負債総額	3,100,011円
純資産総額( - )	305,806,802円
発行済口数	144,193,228□
1口当たり純資産額( / )	2.1208円

# (参考)野村台湾株マザーファンド

## 2018年4月27日現在

資産総額	102,545,214円
負債総額	5円
純資産総額( - )	102,545,209円
発行済口数	42,001,977□
1口当たり純資産額( / )	2.4414円

# (参考)野村アセアン株マザーファンド

#### 2018年4月27日現在

資産総額	1,598,647,089円
負債総額	17,877,657円
純資産総額( - )	1,580,769,432円
発行済口数	721,672,425□
1口当たり純資産額( / )	2.1904円

# (参考)野村豪州株マザーファンド

## 2018年4月27日現在

資産総額	258,730,612円
負債総額	1円
純資産総額( - )	258,730,611円
発行済口数	144,310,195□
1口当たり純資産額( / )	1.7929円

# (参考)野村インドネシア株マザーファンド

資産総額	4,980,028,702円
負債総額	137円
純資産総額( - )	4,980,028,565円
発行済口数	3,252,668,403□
1口当たり純資産額( / )	1.5311円

# (参考)野村タイ株マザーファンド

# 2018年4月27日現在

資産総額	1,772,881,143円
負債総額	36,754,366円
純資産総額( - )	1,736,126,777円
発行済口数	717,936,049□
1口当たり純資産額( / )	2.4182円

# (参考)野村フィリピン株マザーファンド

#### 2018年4月27日現在

資産総額	2,971,590,127円
負債総額	1,709,397円
純資産総額( - )	2,969,880,730円
発行済口数	1,221,080,278 🗆
1口当たり純資産額( / )	2.4322円

# (参考)野村マネー マザーファンド

資産総額	16,516,898,895円
負債総額	33,552円
純資産総額( - )	16,516,865,343円
発行済口数	16,181,434,913□
1口当たり純資産額( / )	1.0207円

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1委託会社等の概況

#### <更新後>

# (1)資本金の額

2018年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

#### (a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

# 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

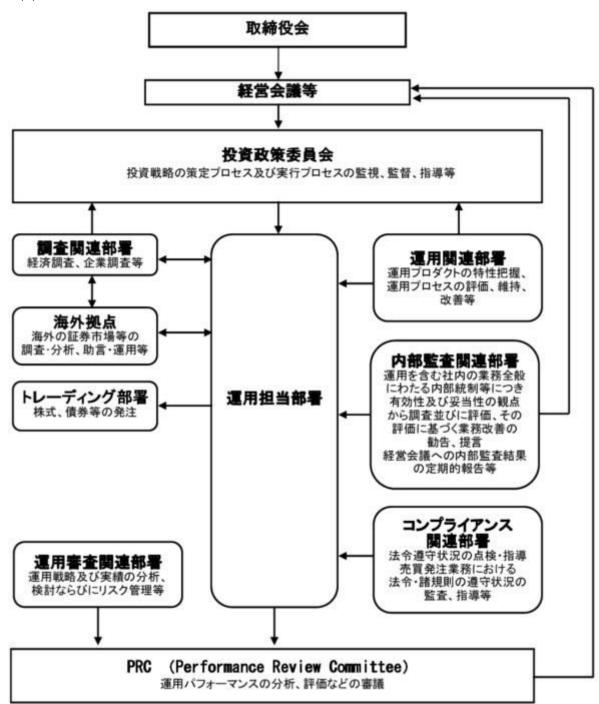
#### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

# <u>委員会</u>

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、八)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

#### (b)投資信託の運用体制



#### 2事業の内容及び営業の概況

#### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年3月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	995	26,341,115
単位型株式投資信託	107	563,502
追加型公社債投資信託	14	5,402,915
単位型公社債投資信託	386	1,783,651
合計	1,502	34,091,182

#### 3 委託会社等の経理状況

#### <更新後>

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8 月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、 「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

# (1)貸借対照表

		前事業年度		当事業年度	
		(平成28年	3月31日)	(平成29年	3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百	百万円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			208		127
金銭の信託			55,341		52,247
有価証券			24,100		15,700
前払金			34		33
前払費用			2		2
未収入金			511		495
未収委託者報酬			14,131		16,287
未収運用受託報酬			7,309		7,481
繰延税金資産			2,028		1,661

	_				訂止有価証券
その他			56		42
貸倒引当金			10		11
流動資産計			103,715		94,066
固定資産					
有形固定資産			1,176		1,001
建物	2	403		377	
器具備品	2	773		624	
無形固定資産			7,681		7,185
ソフトウェア		7,680		7,184	
その他		0		0	
投資その他の資産			23,225		13,165
投資有価証券		9,216		1,233	
関係会社株式		10,958		8,124	
長期差入保証金		45		44	
長期前払費用		49		37	
前払年金費用		2,777		2,594	
繰延税金資産		-		960	
その他		176		170	
固定資産計			32,083		21,353
資産合計			135,799		115,419

		前事業年度		当事業年度	
		(平成28年	3月31日)	(平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百	百万円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			118		98
未払金	1		11,855		10,401
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		4,537		5,242	
その他未払金		7,284		5,126	
未払費用	1		8,872		9,461
未払法人税等			1,838		714
前受収益			45		39
賞与引当金			4,809		4,339
流動負債計			27,538		25,055
固定負債					
退職給付引当金			2,708		2,947
時効後支払損引当金			526		538
繰延税金負債			68		-
固定負債計			3,303		3,485
負債合計			30,842		28,540
(純資産の部)					
株主資本			99,606		86,837
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			68,696		55,927

利益準備金	68	5	685	
その他利益剰余金	68,01	1	55,242	
別途積立金	24,60	6	24,606	
繰越利益剰余金	43,40	5	30,635	
評価・換算差額等		5,349		41
その他有価証券評価差額金		5,349		41
純資産合計		104,956		86,878
負債・純資産合計		135,799		115,419

# (2)損益計算書

			<b>業年度</b>	当事業	
			年4月1日	(自 平成28年4月1日	
		•	年3月31日)	至 平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百	万円)
営業収益					
委託者報酬			104,445		96,594
運用受託報酬			31,351		28,466
その他営業収益			219		266
営業収益計			136,016		125,327
営業費用					
支払手数料			46,531		39,785
広告宣伝費			1,008		1,011
公告費			0		0
調査費			28,068		26,758
調査費		4,900		5,095	
委託調査費		23,167		21,662	
委託計算費			1,148		1,290
営業雑経費			3,905		4,408
通信費		185		162	
印刷費		969		940	
協会費		78		76	
諸経費		2,672		3,228	
営業費用計			80,662		73,254
一般管理費					
給料			11,835		11,269
役員報酬	2	367		301	
給料・手当		6,928		6,923	
賞与		4,539		4,044	
交際費			124		126
旅費交通費			488		469
租税公課			695		898
不動産賃借料			1,230		1,222
退職給付費用			1,063		1,223
固定資産減価償却費			2,589		2,730
諸経費			7,801		8,118
一般管理費計			25,827		26,059
営業利益			29,526		26,012

		(自 平成27	≰年度 年4月1日 年3月31日)	(自 平成28	≰年度 年4月1日 年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	金額(百	5万円)
営業外収益					
受取配当金	1	7,323		7,397	
受取利息		4		0	
金銭の信託運用益		-		684	
為替差益		281		-	
その他		382		379	
営業外収益計			7,991		8,461
営業外費用					
支払利息		-		17	
金銭の信託運用損		1,196		-	
時効後支払損引当金繰入額		72		16	
為替差損		-		33	
その他		52		9	
営業外費用計			1,321		77
経常利益			36,196		34,397
特別利益					
投資有価証券等売却益		50		26	
関係会社清算益		-		41	
株式報酬受入益		96		59	
特別利益計			146		126
特別損失					
投資有価証券売却損		95		-	
投資有価証券等評価損		-		6	
固定資産除却損	3	60		9	
特別損失計			156		15
税引前当期純利益			36,186		34,507
חווניין ט אינאי די פטור מעוי					
法人税、住民税及び事業税			9,806		7,147
			9,806		1,722

# (3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
			その他利益剰余金				

							高J 止作	引心此分油山香	(内国投資信
	資本金	資本	その他	資本	利 益		繰	利 益	株主
		準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	資本
			剰余金	合 計		積立金	利益	合 計	合 計
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933
当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割による							4 000	4 000	4 000
増加							1,668	1,668	1,668
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位:百万円)

			( 1 12 1 17 7 13 7
	評価・換算		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	1,543	1,543	1,543
額)			
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956
当#77次同	3,343	3,343	104,30

# 当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

株主資本					
	資本剰余金	利益剰余金			
		その他利益剰余金			

	資本金	資本	その他	資本	利 益		繰	利益	株主
		準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	資本
			剰余金	合 計		積立金	利 益	合 計	合 計
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	ı	1	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位:百万円)

			(+m· H)111)
	評価・換算	差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の	F 200	F 200	F 200
当期変動額 (純額)	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

# [重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法			
	(2) その他有価証券 時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま す。)		
	時価のないもの	移動平均法による原価法		
2.金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法			

3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物38~50年附属設備8~15年構築物20年器具備品4~15年

#### (2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

# (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

# [会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

# [注記事項]

# 貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年月	度末	
(平成28年3月31日)		(平成29年 3 月31日)		
1.関係会社に対する資産及び負債		1 . 関係会社に対する資産及	なび負債	
区分掲記されたもの以外で各科	目に含まれている	区分掲記されたもの以タ	トで各科目に含まれている	
ものは、次のとおりであります。		ものは、次のとおりであり	)ます。	
未払金	5,894百万円	未払金	4,438百万円	
未払費用	1,151	未払費用	938	
2 . 有形固定資産より控除した減価	償却累計額	2 . 有形固定資産より控除し	た減価償却累計額	
建物	641百万円	建物	681百万円	
器具備品	3,132	器具備品	3,331	
合計	3,774	合計	4,013	

# 損益計算書関係

前事業年度	当事業年度
(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
1.関係会社に係る注記	1 . 関係会社に係る注記
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの
は、次のとおりであります。	は、次のとおりであります。
受取配当金 7,081百万円	受取配当金 5,252百万円
支払利息 -	支払利息 17
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2 . 役員報酬の範囲額 (同左)
3.固定資産除却損	3.固定資産除却損
建物 1百万円	建物 -百万円
器具備品 4	器具備品 0
ソ フ ト ウ ェ ア 54	ソ フ ト ウ ェ ア 9
合計 60	合計 9

# 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

# 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種	類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	t	5,150,693株	-	-	5,150,693株

# 2. 剰余金の配当に関する事項

# (1)配当金支払額

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 普通株式の配当に関する事項 配当金の総額19,933百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額3,870円基準日平成27年3月31日効力発生日平成27年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額34,973百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額6,790円基準日平成28年3月31日効力発生日平成28年6月24日

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

# 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額34,973百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額6,790円基準日平成28年3月31日効力発生日平成28年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

平成28年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額3,064百万円1株当たり配当額594円87銭効力発生日平成28年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額282百万円1 株当たり配当額54円93銭効力発生日平成28年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額87百万円1株当たり配当額16円89銭効力発生日平成28年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,598百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 4,970円
 基準日 平成29年3月31日
 効力発生日 平成29年6月23日

#### 金融商品関係

前事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されている ため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合 は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理すること により、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりで す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-
(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

# (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で 構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関して は、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引 先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済される ため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

# (5) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

# (7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,245百万円、関係会社株式7,894百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

# 注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	40Æ#7
	一十以内	5年以内	10年以内	10年超
預金	208	-	-	-
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

当事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
その他未払金	5,126	5,126	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-

(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

# (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### 注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

			(+	・ 口 / リ   リ /
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-

有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

# 有価証券関係

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

# 4. その他有価証券(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(117713)	(117)	(117113)
株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

# 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成29年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成29年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成29年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	1	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 該当事項はありません。

## 退職給付関係

# 前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

- 2.確定給付制度
- (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
退職給付債務の期末残高	18,692

(2)	年金資産の期首残高と期末残高の調整表
(4)	十五貝圧の知日が同し知れが同い明正化

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

# (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	863

#### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.7%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

# 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191百万円でした。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

	(1)	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
--	-----	----------------------

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
	19,546

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572

# (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

年金資産16,572ま積立型制度の退職給付債務2,967未積立退職給付債務2,973未認識数理計算上の差異2,992未認識過去勤務費用371貸借対照表上に計上された負債と資産の純額352	
非積立型制度の退職給付債務2,967未積立退職給付債務2,973未認識数理計算上の差異2,992未認識過去勤務費用371	
未積立退職給付債務2,973未認識数理計算上の差異2,992未認識過去勤務費用371	
未認識数理計算上の差異2,992未認識過去勤務費用371	
未認識過去勤務費用 371	
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 352	
退職給付引当金 2,947	
前払年金費用 2,594	
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 352	

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	993

# (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 0.9% 退職一時金制度の割引率 0.6% 長期期待運用収益率 2.5%

3 . 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

# 税効果会計関係

(平成29年 3 月31日)  1・繰延税金資産及び標産税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 質与引当金 1,490 調整給付引当金 839 投資有価証券評価減 460 投資有価証券評価減 240 工ルフ会員権評価減 240 対資有価証券評価減 240 対資有価証券評価減 240 対資有価証券部価減 1,676 計算 148 未払事業税 350 関係会社株式部遺益 163 子会社株式売却損 148 未払事業税 350 関係会社株式部遺益 163 子会社株式売却損 148 未払事業税 350 関係会社株式部遺益 166 子会社株式部遺益 163 子会社株式流遊益 120 未払社会保険料 89 その他 251 繰延税金資産の計算 6,673 評価性引当額 1,453 線延税金資産の計算 6,673 評価性引当額 1,453 線延税金資産の計算 5,224 線延税金資産合計 3,264 線延税金資産の純額 1,959 総延税金資産の純額 2,621 線延税金資産の純額 2,621 線延税金資産の純額 2,621 線延税金資産の純額 2,621 線延税金資産の純額 2,621 線延税金資産の純額 2,621 線延税金資産の純額 33.0% (調整) 交際費等永久に担金に算入されない項目 0,2% 受取配当金等永久に起金に算入されない項目 を2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0,7% 外国税額控除 0,2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉根 0,7% 税率变更による期末繰延税金資産の減額 0,5% 税率变更による期末繰延税金資産の減額修正 - その他 0,4% の他 0,4% の他 0,2% 税率变更による期末繰延税金資産の減額修正 - 500 % 税率变更による期末繰延税金資産の減額修正 - 500 % 税率交更による期末繰延税金資産の減額修正 - 500 % 税率交更による期末繰延税金盈盈	前事業年度末		当事業年度末				
内訳	(平成28年3月31日)						
編延税金資産   百万円	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の			
賞与引当金	内訳		内訳				
退職給付引当金 839 投資有価証券評価減 460 関係会社株式評価減 1,676 可加力会員権評価減 247 可加力会員権評価減 240 減価償却超過額 177 時効後支払損引当金 163 子会社株式売却損 148 未払事業税 350 関係会社株式譲渡益 120 禁払負債会 120 禁払債金債産分割 1,453 解延税金資産合計 6,678 解延税金資産合計 5,224 線延税金資産合計 3,264 操延税金資産の網額 1,959 常の大口を金属の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 2,403 高払年金費用 804 繰延税金資産の総額 1,959 に変異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 33.0% (調整)交際費等永久に損金に算入されない項目 9を取配当金等条久に益金に算入されない項目 0,2% タックスヘイブン税制 0,8% タックスヘイブン税制 0,8% タックスヘイブン税制 0,8% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 10,7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額 1,0% 領際企工 0,2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0,2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 税率変更による期末繰延税金資産の減額 1,0% 領際正 0.4% 税率変更による期末繰延税金資産の減額 0,5% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4%	繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円			
投資有価証券評価減 460 関係会社株式評価減 247 コルフ会員権評価減 247 コルフ会員権評価減 247 コルフ会員権評価減 247 コルフ会員権評価減 212 減価償却超過額 177 時効後支払損引当金 163 子会社株式売却損 148 未払事業税 350 未払工会保険料 89 その他 251 解延税金資産小計 6,678 評価性引当額 1,453 解延税金資産公計 5,224 操延税金資産合計 3,444 操延税金資産合計 3,264 操延税金資産の純額 1,959 保延税金資産の純額 1,959 保延税金資産の純額 2,621 を必要異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 33.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0,2% タックスヘイブン税制 0,8% タックスヘイブン税制 0,8% タックスヘイブン税制 0,7% 外国子会社からの受取配当に係る外国源税 0,7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額 0,5% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4%	賞与引当金	1,490	賞与引当金	1,345			
関係会社株式評価減 1,676	退職給付引当金	839	退職給付引当金	913			
ゴルフ会員権評価減 240	投資有価証券評価減	460	投資有価証券評価減	417			
減価償却超過額	関係会社株式評価減	1,676	関係会社株式評価減	247			
時効後支払損引当金	ゴルフ会員権評価減	240	ゴルフ会員権評価減	212			
子会社株式売却損 未払事業税       148 未払事業税       子会社株式恵規 未払事業税       148 未払事業税       110 関係会社株式譲渡益       110 関係会社株式譲渡益       88 未払社会保険料       88 未払社会保険料       85 その他         建延税金資産小計 評価性引当額       1,453 課延税金資産合計       4,183 評価性引当額       739 課延税金資産合計       4,183 評価性引当額       739 課延税金負債         その他有価証券評価差額金 前払年金費用       861 操延税金負債       861 操延税金負債       804 操延税金負債       804 操延税金負債       804 操延税金負債       804 操延税金負債       804 操延税金負債       804 操延税金負債合計       804 操延税金負債合計       802 操延税金負債合計       804 操延税金負債合計       802 操延税金負債合計       802 操延税金負債合計       802 操延税金負債合計       804 操延税金負債合計       804 操延税金負債合計       804 操延税金負債合計       804 操延税金負債合計       804 操延税金負債合計       804 操延税金資産の純額       1,04       804 操延税金資産の純額       1,04       104       804 操延税金資産の純額       1,04       104       804 操延税金資産の純額       1,04       2       .法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率       31.0%       (調整)       31.0%       (調整)       2       .法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率       1,0%       (調整)       2       .法定実効税率       31.0%       (調整)	減価償却超過額	177	減価償却超過額	171			
未払事業税 関係会社株式譲渡益 未払社会保険料       120 財務会社株式譲渡益 表払社会保険料       88 未払社会保険料       88 未払社会保険料       88 未払社会保険料       88 未払社会保険料       85 その他       274 その他       274 その他       274 経延税金資産小計 評価性引当額       4,183 評価性引当額       739 操延税金資産合計 操延税金負債 その他有価証券評価差額金       1,453 操延税金負債       操延税金資産合計 操延税金負債        3,244 操延税金負債       よ04 期払年金費用       804 操延税金資産の純額       822 操延税金資産の純額       2,621         2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率(調整)交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目       2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率(調整)       31.0% (調整) 交際費等永久に益金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.1% クックスヘイブン税制 外国税額控除 外国子会社からの受取配当に係る外国源税 原発 が国子会社からの受取配当に係る外国源税 原発 が国子会社からの受取配当に係る外国源税 原発 税率変更による期末繰延税金資産の減 額修正       0.5% 被率変更による期末繰延税金資産の減 額修正       0.5%	時効後支払損引当金	163	時効後支払損引当金	166			
関係会社株式譲渡益 120 未払社会保険料 89 未払社会保険料 85 その他 251 線延税金資産小計 6,678 評価性引当額 1,453 線延税金資産合計 5,224 線延税金資産合計 5,224 線延税金資産合計 861 第1 452 第1 453 第1 454 第2	子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148			
未払社会保険料 その他       89 その他       未払社会保険料 その他       85 その他       85 その他       274 繰延税金資産小計 繰延税金資産の計 網延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金       4,183 評価性引当額       739 繰延税金資産合計 繰延税金資債 その他有価証券評価差額金       3,444 繰延税金資債 その他有価証券評価差額金       18 前払年金費用 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金       18 前払年金費用 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額       804 繰延税金負債合計 線延税金資産の純額       804 線延税金資産の純額       804 線延税金資産の純額       2,621         2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率(調整)       2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率(調整)       31.0% (調整)       31.0% (調整)       31.0%         2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率(調整の (調整)       0.2% 参算等永久に益金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.1% を可配当金等永久に益金に算入されない項目 の.2% 外国税額控除 りックスヘイプン税制 り.2% 外国税額控除 り、2次 外国、2、 り、2、 り、2、 り、2、 り、2、 り、2、 り、2、 り、3、 り、3	未払事業税	350	未払事業税	110			
その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 提延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 前払年金費用 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額       2,403 高1,453 機延税金負債 その他有価証券評価差額金 18 高61 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額       861 機延税金負債合計 繰延税金資産の純額       861 繰延税金資産の純額       804 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額       804 繰延税金資産の純額         2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 シ交際費等永久に損金に算入されない項目 シ交際費等永久に益金に算入されない項目 シマの表表のに基金に算入されない項目 シアのスペイブン税制 外国配当金等永久に益金に算入されない項目 シアリスペイブン税制 のと物 クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり のとり クックスペイブン税制 のとり クックスペイブン税制 のとり のとり のとり のとり のとり のとり のとり のとり	関係会社株式譲渡益	120	関係会社株式譲渡益	88			
繰延税金資産小計 6,678 評価性引当額 1,453 操延税金資産へ計 3,444 操延税金負債 5,224 操延税金負債 861 第1 453 前払年金費用 861 第224 操延税金負債 70他有価証券評価差額金 2,403 前払年金費用 804 操延税金負債合計 3,264 操延税金負債合計 3,264 操延税金資産の純額 1,959 解延税金負債合計 822 操延税金資産の純額 1,959 解延税金資産の純額 2,621 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 33.0% (調整)交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の変配当金等永久に益金に算入されない項目 の変を費等永久に益金に算入されない項目 の変を費等永久に益金に算入されない項目 のののでは調整 2 での他有価証券評価差額金 1 8 前払年金費用 804 解延税金資産の純額 2,621 をの差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 の 2% 交際費等永久に益金に算入されない項目 の 2% を取配当金等永久に益金に算入されない項目 の 2% 外国税額控除 0.2% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 れ変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正	未払社会保険料	89	未払社会保険料	85			
評価性引当額 1,453	その他	251	その他	274			
	繰延税金資産小計	6,678	繰延税金資産小計	4,183			
繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 2,403 前払年金費用 861 繰延税金負債合計 3,264 繰延税金資産の純額 1,959  2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 33.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 の.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.2% タックスヘイブン税制 0.8% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正 18 前払年金費用 804 繰延税金資産の純額 2,621  2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) で際費等永久に益金に算入されない項目 0.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.2% タックスヘイブン税制 0.8% タックスヘイブン税制 0.7% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正 -	評価性引当額	1,453	評価性引当額	739			
その他有価証券評価差額金 前払年金費用 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額2,403 861 3,264 4 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 (調整)その他有価証券評価差額金 前払年金費用 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額18 804 2,6212.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 (調整)2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 (調整)33.0% (調整)33.0% (調整)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 (調整)31.0% (調整)交際費等永久に損金に算入されない項目 タックスへイブン税制 外国税額控除 外国税額控除 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正0.2% 外国税額控除 り0.2% 外国税額控除 り0.2%0.2% 外国税額控除 外国税額控除 外国税額控除 外国税額控除 り0.2%	繰延税金資産合計	5,224	繰延税金資産合計	3,444			
前払年金費用 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額861 3,264 繰延税金資産の純額前払年金費用 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額804 繰延税金資産の純額2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 りでする ・1項目 タックスへイブン税制 外国税額控除 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 ・1項目 ・2% ・クックスへイブン税制 ・1項目 ・2% ・1項目 ・2% ・2% ・1項目 ・2% ・2% ・2% ・31.0% ・31.0% ・31.0% ・31.0% ・31.0% ・31.0% ・31.0% ・31.0% ・31.0% ・32% ・32.2% ・33.0%<	繰延税金負債		繰延税金負債				
繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額3,264 1,959繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額822 2,6212.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目受取配当金等永久に益金に算入されない項目の力されない項目の表別では (調整) 交際費等永久に益金に算入されない項目のよる等永久に益金に算入されない項目のよびでいる (調整) 交際費等永久に益金に算入されない項目のよびでは 受取配当金等永久に益金に算入されない項目のよびで 受取配当金等永久に益金に算入されない項目のよびで (調整) 交際費等永久に益金に算入されない項目のよびで 受取配当金等永久に益金に算入されない項目のよびで (調整) 交際費等永久に益金に算入されない項目のよびで 受取配当金等永久に益金に算入されない項目のよびで のよりで 外国税額控除のよりでは 受取配当金等永久に益金に算入されない項目のよびで のよりで 外国税額控除の表別である外国では 原泉税のように が国子会社からの受取配当に係る外国で 原泉税の表別では が国子会社からの受取配当に係る外国で 原泉税の表別では が国子会社からの受取配当に係る外国で 原泉税の表別では が本変更による期末繰延税金資産の減額 額修正0.5% 税率変更による期末繰延税金資産の減額 額修正	その他有価証券評価差額金	2,403	その他有価証券評価差額金	18			
繰延税金資産の純額 1,959 繰延税金資産の純額 2,621  2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 33.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.2% い項目 6.2% りゅクスヘイブン税制 0.8% タックスヘイブン税制 0.8% タックスヘイブン税制 0.8% タックスヘイブン税制 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正 -	前払年金費用	861	前払年金費用	804			
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 33.0% (調整)交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 5.2% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.2% 外国発会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 原泉税 0.5% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正 -	繰延税金負債合計	3,264	操延税金負債合計 #延税金負債合計	822			
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率との差異の原因となった主な項目別の内訳法定実効税率 33.0% (調整)交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 5.2% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.2% 外国発会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 原泉税 0.5% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正 -	繰延税金資産の純額	1,959	繰延税金資産の純額	2,621			
との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 33.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.1% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.7% 外国税額控除 り.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 源泉税 0.7% 源泉税 0.7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正 -							
との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 33.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.1% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.8% クックスへイブン税制 0.7% 外国税額控除 り.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.7% 源泉税 0.7% 源泉税 0.7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正 -		ひかる名切束					
法定実効税率 (調整)33.0%法定実効税率 (調整)31.0%交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の1項目 タックスへイプン税制 外国税額控除 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正0.2% 90.2% 		祝寺の貝担率					
(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.2% タックスへイプン税制 外国税額控除 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 の.7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 の.2% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 の.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 の.2% クックスへイプン税制 クックスへイプン税制 クックスへイプン税制 の.2% 外国税額控除 り.2% 外国税額控除 り.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 の.7% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 の.4% 額修正 -		22 00/					
交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 い項目 タックスへイプン税制 外国税額控除 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正0.2% 0.2% 0.2% 0.4%交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 り、1項目 タックスへイプン税制 外国税額控除 外国税額控除 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正0.2% り、2% 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		33.0%		31.0%			
受取配当金等永久に益金に算入されない項目6.2%以項目6.2%タックスヘイプン税制0.8%タックスヘイプン税制0.7%外国税額控除0.2%外国税額控除0.2%外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税0.7%原泉税0.5%税率変更による期末繰延税金資産の減額修正0.4%額修正-	,	0.204	,	0.406			
い項目6.2%い項目6.2%タックスヘイプン税制0.8%タックスヘイプン税制0.7%外国税額控除0.2%外国税額控除0.2%外国子会社からの受取配当に係る外国外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税0.5%税率変更による期末繰延税金資産の減額修正税率変更による期末繰延税金資産の減額修正の.4%の.4%		0.2%		0.1%			
タックスヘイプン税制0.8%タックスヘイプン税制0.7%外国税額控除0.2%外国税額控除0.2%外国子会社からの受取配当に係る外国別家税外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税0.7%源泉税0.5%税率変更による期末繰延税金資産の減額修正税率変更による期末繰延税金資産の減額修正・		6 206		6 204			
外国税額控除0.2%外国税額控除0.2%外国子会社からの受取配当に係る外国外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税0.7%源泉税0.5%税率変更による期末繰延税金資産の減額修正税率変更による期末繰延税金資産の減額修正・	1 11 1						
外国子会社からの受取配当に係る外国外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税0.7%源泉税0.5%税率変更による期末繰延税金資産の減額税率変更による期末繰延税金資産の減額修正の.4%の.4%				*			
源泉税 0.7% 源泉税 0.5% 税率変更による期末繰延税金資産の減 税率変更による期末繰延税金資産の減 額修正 0.4% 額修正 -		∪.∠%0		U.2%			
税率変更による期末繰延税金資産の減 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4% 額修正 -		0.7%		0.5%			
額修正 0.4% 額修正 -	#3.75 t 170	0.7%	m3.73 4 170	0.5%			
		0 40%		_			
・ CVjiii U.770   CVjiii U.270	· · · · · ·	-		0 20%			
税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.7%	_						

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から31%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

## セグメント情報等

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

#### 1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

# (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 関連当事者情報

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
  - (ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

#### (イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所		18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	5,058	未払費用	279

#### (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	2,412	未払費用	669

#### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

# 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

# (1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	㈱野村総合研究所
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

# 当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

#### 1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	24,500	短期借入	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	ディングス株 RRS都 S94 アイングス株 P中央区 (百)	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等	資金の返済	24,500	金	-
						役員の兼任	借入金利息の支払	17	未払費用	-

# (イ)子会社等

種類	会社等	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有	関連当事者との	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
	の名称				(被所有)割合	関係		(百万円)		(百万円)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

関連会社	株式会社野村 総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソ フトウェア 開発の委託 等 (*2)	787	未払費用	-	
							3 ( _ )				

#### (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取取 及び売出の取 扱ならびに係 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

#### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、平成28年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。
    - (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

# 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

#### 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 至	当事業年度 平成28年4月1日 平成29年3月31日)	
1 株当たり純資産額	20,377円23銭	1 株当たり純資産額		16,867円41銭
1 株当たり当期純利益	4,977円07銭	1 株当たり当期純利		4,977円49銭

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 25,635百万円 普通株式に係る当期純利益 25,635百万円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜|潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜 在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 25,637百万円 普通株式に係る当期純利益 25,637百万円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

5,150,693株 普通株式の期中平均株式数

# 中間財務諸表

# 中間貸借対照表

		平成29年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,411
金銭の信託		44,380
有価証券		8,200
未収委託者報酬		20,471
未収運用受託報酬		7,338
繰延税金資産		1,076
その他		675
貸倒引当金		13
流動資産計		83,539
固定資産		
有形固定資産	1	919
無形固定資産		6,967
ソフトウェア		6,966
その他		0
投資その他の資産		12,994
投資有価証券		1,230
関係会社株式		8,124
前払年金費用		2,474
繰延税金資産		920
その他		244
固定資産計		20,880
資産合計		104,420

		平成29年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		0
未払償還金		31
未払手数料		6,975
その他未払金	2	4,550
未払費用		9,702
未払法人税等		1,521
賞与引当金		2,361
その他		153
流動負債計		25,297
固定負債		
退職給付引当金		2,953
時効後支払損引当金		548
固定負債計		3,501
負債合計		28,798

(純資産の部)	
株主資本	75,573
資本金	17,180
資本剰余金	13,729
資本準備金	11,729
その他資本剰余金	2,000
利益剰余金	44,663
利益準備金	685
その他利益剰余金	43,978
別途積立金	24,606
繰越利益剰余金	19,372
評価・換算差額等	47
その他有価証券評価差額金	47
純資産合計	75,621
負債・純資産合計	104,420

## 中間損益計算書

·间垻血計算者		自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		55,036
運用受託報酬		13,973
その他営業収益		159
営業収益計		69,169
営業費用		
支払手数料		21,927
調査費		14,996
その他営業費用		3,541
営業費用計		40,465
一般管理費	1	13,411
営業利益		15,292
営業外収益	2	4,435
営業外費用	3	91
経常利益		19,636
特別利益	4	32
特別損失	5	9
税引前中間純利益		19,659
法人税、住民税及び事業税		4,702
法人税等調整額		621
中間純利益		14,335

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:百万円)

		株主資本							
			資本剰余金			利益剰余金			
			その他	~ *		その他利	」益剰余金	利益	株主
	資本金	資 本 準備金	での他 資 本 剰余金	刺余金	利益準備金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利金	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当中間期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
中間純利益							14,335	14,335	14,335
株主資本以外の									
項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	1	-	-	-	-	1	11,263	11,263	11,263
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,372	44,663	75,573

(単位:百万円)

	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	41	41	86,878
当中間期変動額			
剰余金の配当			25,598
中間純利益			14,335
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額(純	6	6	6
額)			
当中間期変動額合計	6	6	11,257
当中間期末残高	47	47	75,621

# [重要な会計方針]

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 有価証券の評価基準及び評価 方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券
  - 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定 しております。)

時価のないもの...移動平均法による原価法

2 運用目的の金銭の信託の評価 基準及び評価方法

時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4 月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について は、定額法によっております。

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフト ウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基 づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収 不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しておりま す。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給 付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末にお いて発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間 会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付 算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発 生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による 定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理する こととしております。また、退職一時金に係る数理計算上 の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理す ることとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理 することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金につ いて、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の 支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており ます。

6 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## [注記事項]

中間貸借対照表関係

平成29年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

4,102百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

#### 中間損益計算書関係

		自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	
1	減価償却実施額		
	有形固定資産	94百万円	
	無形固定資産	1,288百万円	
2	営業外収益のうち主要なもの		
	受取配当金	4,031百万円	
	金銭信託運用益	224百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの		
	支払利息	2百万円	
	時効後支払損引当金繰入	10百万円	
	為替差損	49百万円	
4	特別利益の内訳		
	株式報酬受入益	32百万円	
5	特別損失の内訳		
	投資有価証券等評価損	1百万円	
	固定資産除却損	8百万円	

#### 中間株主資本等変動計算書関係

	1,70 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
至	平成29年 9 月30日
自	平成29年4月1日

#### 1 発行済株式に関する事項

1111-	THE VIEW OF STANK				
梯	式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
1	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

### 2 配当に関する事項

配当金支払額

平成29年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額25,598百万円(2)1株当たり配当額4,970円(3)基準日平成29年3月31日(4)効力発生日平成29年6月23日

#### 金融商品関係

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおり です。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,411	1,411	-
(2)金銭の信託	44,380	44,380	-
(3)未収委託者報酬	20,471	20,471	-
(4)未収運用受託報酬	7,338	7,338	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,200	8,200	-
資産計	81,801	81,801	-
(6)未払金	11,558	11,558	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	6,975	6,975	-
その他未払金	4,550	4,550	-
(7)未払費用	9,702	9,702	-
(8)未払法人税等	1,521	1,521	-
負債計	22,782	22,782	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で 構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関して は、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引 先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済される ため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており ます。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済され るため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2: 非上場株式等(中間貸借対照表計上額:投資有価証券1,230百万円、関係会社株式8,124百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### 有価証券関係

当中間会計期間末 (平成29年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券(平成29年9月30日) 該当事項はありません。
- 2 . 子会社株式及び関連会社株式(平成29年9月30日) 該当事項はありません。
- 3.その他有価証券(平成29年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	8,200	8,200	-
小計	8,200	8,200	-
合計	8,200	8,200	-

#### セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた め、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないた め、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 1株当たり情報

平成29年4月1日 自 至 平成29年 9 月30日

1株当たり純資産額 14,681円79銭

1株当たり中間純利益 2,783円19銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株 式がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益

14,335百万円

14,335百万円

期中平均株式数 5,150千株

#### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

### <更新後>

### (1)受託者

· / · · · · · · ·		
(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<sup>\*2018</sup>年3月末現在

## (2)販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。

<sup>\*2018</sup>年3月末現在

#### (3)投資顧問会社

(a)名称	* (b)資本金の額	(c)事業の内容
-------	---------------	----------

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する 諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務 を営んでいます。
Samsung Active Asset Management Co., Ltd. (サムスン アクティブ アセット マネジメント カンパニーリミテッド)	KRW 30,000,000,000**	韓国において投資顧問業および投資信託業 務を行なっています。

<sup>\*2018</sup>年3月末現在

<sup>\* \*2017</sup>年12月末現在

平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

業務執行社員保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

業務執行社員 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 伊 藤 志 公認会計士

保 業務執行社員

指定有限責任社員 俊 森 重 公認会計士 實

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うた め、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台 湾・フォーカス)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務 諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について 中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 伊 藤 志 公認会計士

保 業務執行社員

指定有限責任社員 俊 森 重 公認会計士 實

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うた め、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセ アン・フォーカス)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財 務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表につい て中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

次へ

平成30年5月11日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 伊 志 藤 公認会計士

保 業務執行社員

指定有限責任社員 俊 森 重 公認会計士 實

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うた め、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(マネープー ル・ファンド)の平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸 表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中 間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



平成29年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

岩部俊夫

業務執行社員

公認会計士

森重俊寛

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

櫻 井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年11月20日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

森 重 俊 寛

業務執行社員

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

櫻 井 雄一郎

指定有限責任社員

公認会計士

津 村 健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度 監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査 法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づ いて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用され る。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監 査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。